

西之表市男女共同参画・ジェンダー平等推進プラン（案）
令和8年度～令和11年度（2026～2029年度）

パブリックコメント期間

令和8年1月21日（水）～令和8年2月19日（木）

令和8年1月

西之表市男女共同参画・ジェンダー平等推進プラン（案）

令和8年度～令和11年度（2026～2029年度）

一目次

第1章 計画策定にあたって

（1）計画策定の趣旨	1
（2）計画策定の背景	1
（男女共同をとりまく環境変化、国・県の動き等）	
（3）計画の名称	2
（4）計画の位置づけ	4
①法的根拠	
②他計画との関連	
③近年の法改正等の状況	
（5）計画の期間	8
（6）計画の策定体制	8

第2章 本市の男女共同参画をとりまく現状

（1）人口及び世帯数等の推移	9
（年齢3区別人口・世帯数、自然動態と社会動態、就業の状況）	
（2）男女共同参画に関する意識調査（市民アンケート）の結果	16
（3）男女共同参画・ジェンダー平等を考えるワークショップ等の実施	38
（4）第4次男女共同参画基本計画の主な取組状況	40

第3章 計画の基本的な考え方

（1）基本理念	41
『市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され、誰もが安心して 自分らしく生き生きと暮らせるまち』	
（2）基本的視点	41
（3）施策の体系（基本目標と基本施策）	42

第4章 施策の展開

基本目標1 人権と多様性を尊重する社会意識の醸成	44
基本施策① 人権の尊重と男女共同参画意識の理解促進	
基本施策② 人の多様性を認め人権意識を育む教育の推進	
基本施策③ 各種ハラスメント防止に向けた啓発の促進	

基本目標2 誰もが自分らしく活躍できる環境づくり 47

- 基本施策④ 仕事と生活の調和を図るための環境整備の促進
- 基本施策⑤ 多様な働き方と一人ひとりの能力を発揮するための支援
- 基本施策⑥ 誰もが共に参画できる地域活動の推進
- 基本施策⑦ 政策・方針決定過程への女性参画の推進

基本目標3 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり 51

- 基本施策⑧ 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援
- 基本施策⑨ からだと性に関する正しい知識の普及啓発
- 基本施策⑩ 男女共同参画と多様性に配慮した防災対策等の推進

基本目標4 DVや虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者支援 54

- 基本施策⑪ DVの予防と根絶に向けた取組の推進
- 基本施策⑫ 被害者の安心と安全確保のための支援体制の整備
- 基本施策⑬ 相談窓口の周知と相談体制の充実

基本目標5 困難な問題を抱える女性への支援 57

- 基本施策⑭ 問題の早期把握と未然防止のための関係機関との連携強化
- 基本施策⑮ 相談支援の充実と体制整備

第5章 計画の推進体制

- (1) 関係機関との連携 60
- (2) P D C Aサイクルに基づく進行管理 60
- (3) 指標の設定 61

資料編

- (1) 計画策定の経過 62
- (2) 男女共同参画行政推進会議及び男女共同参画懇話会設置要綱 63
- (3) 用語解説 69

第1章 計画策定にあたって

（1）計画策定の趣旨

西之表市は、あらゆる分野において、性別に関係なく個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の形成を目指し、取り組むべき施策・事業を具体的に示すとともに、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成19（2007）年3月に「西之表市男女共同参画基本計画」を策定し、その後、第2次、第3次、第4次の計画を策定し、男女共同参画社会の形成に向け、あらゆる施策で男女共同参画の視点を踏まえた取組を進めてきました。現行の第4次計画の計画期間が令和7（2025）年度末で終了することを踏まえ、社会情勢の変化や市を取り巻く環境に対応するために、「西之表市男女共同参画・ジェンダー平等推進プラン」を策定するものです。

（2）計画策定の背景

平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法*」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題として位置づけられ、国は平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。以降、5年ごとに改定を重ね、令和7（2025）年度策定の「第6次男女共同参画基本計画」では、次のような事項が目指すべき社会として掲げられています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の権利が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和*が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

鹿児島県では、平成13（2001）年12月に「鹿児島県男女共同参画推進条例」を制定し、これに基づき、「かごしまハーモニープラン」（平成11（1999）年3月）の課題を踏まえた「鹿児島県男女共同参画基本計画」（平成20（2008）年3月）を策定し、さらに第2次（平成25（2013）年3月）、第3次（平成30（2018）年3月）、第4次（令和5（2023）年3月）と改定を重ね、男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進を図ってきたところです。

鹿児島県第4次男女共同参画基本計画重点目標

- ① 男女共同参画社会*の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進
- ② 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備
- ③ 生涯を通じた健康支援
- ④ 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- ⑥ 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

（3）計画の名称

これまで本市の男女共同参画にかかる計画の名称は、「第4次西之表市男女共同参画基本計画・第2次西之表市配偶者等からの暴力*の防止及び被害者支援計画」としてきましたが、SDGsの目標である「ジェンダー平等*の実現」や、多様性やジェンダー*に対する国民意識の高まりなど、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化してきています。

「ジェンダー」とは、「社会的・文化的に形成された性別」のことで、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があります。このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といい、「誰もが生まれ受けた性別にかかわらず平等に権利、責任、機会を持つこと」を「ジェンダー平等」といいます。このジェンダー平等を達成する戦略が「ジェンダー主流化」と呼ばれるもので、平成9（1997）年に国連経済社会理事会（ECOSOC）が次のように定義しています。

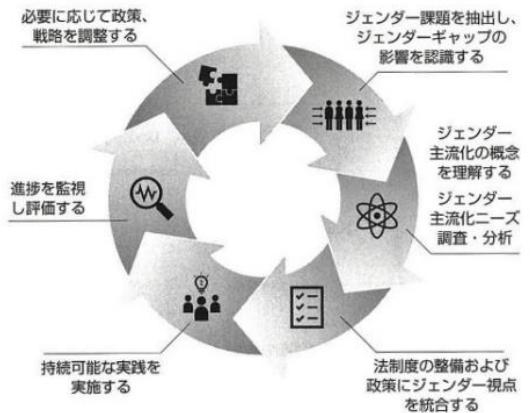
※ジェンダー主流化とは…

法律、政策、事業など、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取り組みがおよぼしうる女性と男性への異なる影響を精査するプロセスである。それは、政治、経済、社会の領域のすべての政策と事業の策定、実施、モニタリング、評価を含むすべてのプロセスに、女性と男性の関心事と経験を統合し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が永続しないようにするための戦略である。

あらゆる政策や事業などのプロセスにおいてジェンダーの視点にたった対応を行い、男女で異なる課題やニーズを踏まえて政策や事業を立案・実行することが求められています。

このような社会情勢に対応するとともに、新たに令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画も加え、4つの関連計画を一体的に策定するため、総称する名称として「西之表市男女共同参画・ジェンダー平等推進プラン」とします。

図1：ジェンダー主流化サイクル



出典：「NWEC」（国立女性教育会館）作成、2025

（4）計画の位置づけ

①法的根拠

- ・この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ・この計画の「基本目標2 誰もが自分らしく活躍できる環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法*）」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画」とします。
- ・この計画の「基本目標4 DVや虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者支援」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法*）」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な市町村基本計画」とします。
- ・この計画の「基本目標5 困難な問題を抱える女性への支援」は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく市町村基本計画です。

②他計画との関連

この計画は、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」との整合を図りつつ、前計画（第4次西之表市男女共同参画計画・第2次西之表市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画）による本市の取組を継承・発展させる計画です。

また、本市の最上位計画である「第7次西之表市長期振興計画」の個別計画として位置づけており、長期振興計画との整合性を図りながら本市の実情や特性に応じた取組を進めます。

男女共同参画社会の形成は持続可能な社会の形成につながり、人口減少・少子高齢化を前提とする地方創生においても重要であることから、あらゆる政策分野の全般的施策に「男女共同参画の視点」を考慮し、国際的協調による「ジェンダー主流化」に取り組む計画とします。

③近年の法改正等の状況

ア「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正（令和3（2021）年6月）

- ・政党等は、候補者の数に係る目標の設定、候補者選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント等への対策などに取り組むように努める。
- ・国・地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントへの対応など環境整備の施策強化を図る。

イ 「育児・介護休業法」の改正（令和3（2021）年6月）

- ・雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化。
- ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置。
- ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和。
- ・産後パパ育休（出生時育児休業）の創設。
- ・育児休業の分割取得。
- ・育児休業取得状況の公表の義務化。

ウ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（DV防止法）」の成立

（令和4（2022）年5月）

- ・DV、性暴力、ストーカー被害、生活貧困、家庭破綻、障がい等、様々な困難を抱えた女性が、その人権を尊重され、安心かつ自立して暮らせるように、国及び地方公共団体が関係機関及び民間の団体との協働により、必要な支援を行う。
- ・厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める。

エ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正

（令和5（2023）年5月）

- ・精神的なDVも接近禁止命令の対象に拡大。
- ・接近禁止命令違反への罰則を「懲役2年以下又は200万円以下の罰金」に厳罰化。
- ・接近禁止命令の期間を1年に延長。
- ・退去命令の期間について、被害者が住居を所有する場合などに6か月とする特例を新設。

オ 「性的指向*及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の成立（令和5（2023）年6月）

- ・性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。
- ・政府は、国の基本計画の策定、省庁連絡会議の設置、学術研究の推進、毎年施策の実施状況の公表等を行う（義務）。
- ・国、地方公共団体、事業主及び学校は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及のために必要な教育や研修の実施、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずる（努力義務）。

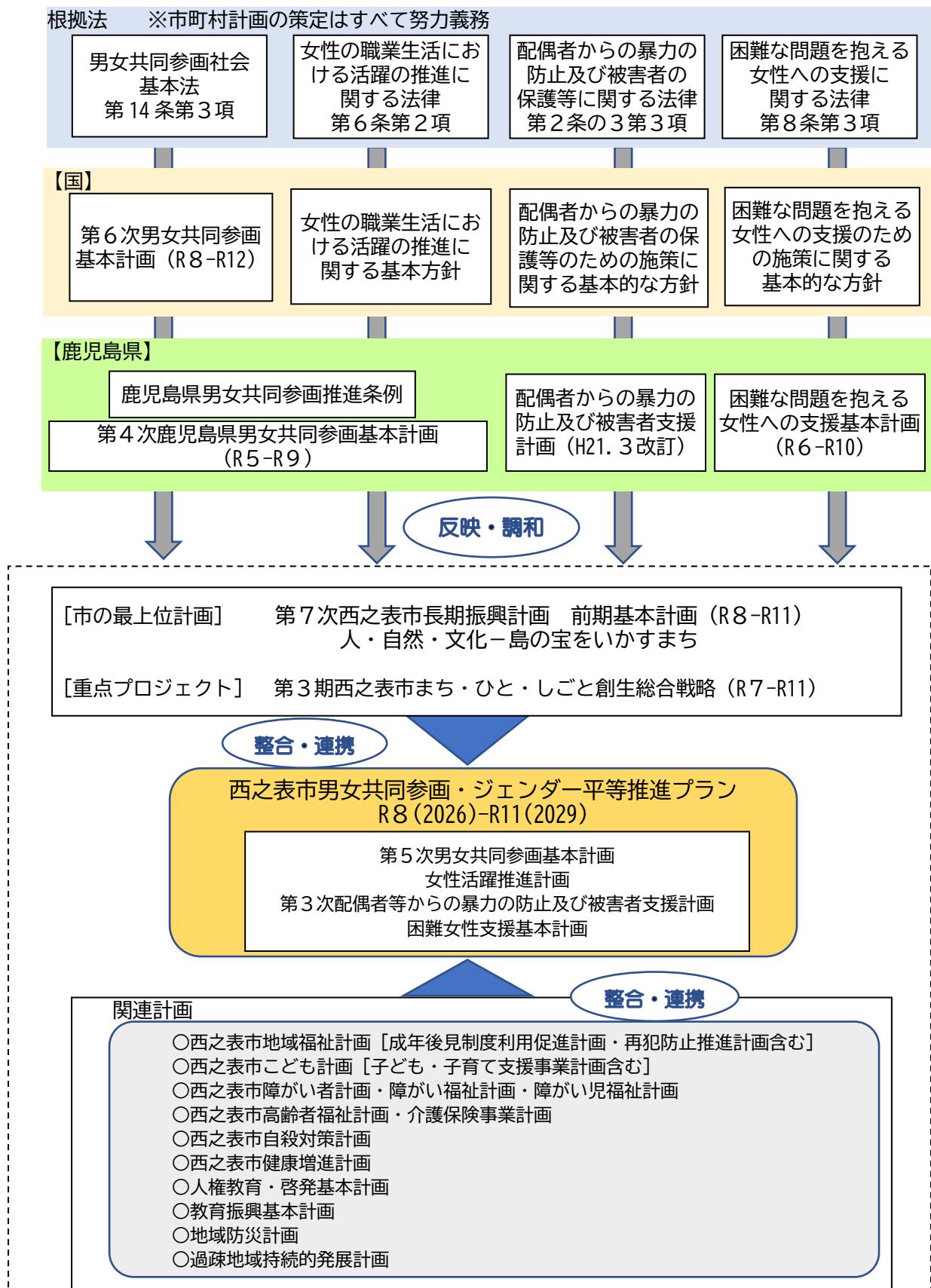
カ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正
(令和7（2025）年6月)

- ・法の期限を10年間延長し、令和18（2036）年3月31日までとする。
- ・事業主における女性の職業選択に資する情報公表の強化のため、男女間賃金（給与）差異及び女性管理職比率の公表を常時雇用労働者101人以上の一般事業主及び特定事業主（国・地方公共団体）に義務付け。
- ・特例認定制度「プラチナえるばし」の認定要件に、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント防止に係る措置内容の公表を追加。

キ 「独立行政法人男女共同参画機構法」の成立及び「男女共同参画社会基本法」の改正（令和7（2025）年6月）

- ・国及び地方公共団体の基本的施策の強化及び男女共同参画センターの法的位置づけ（地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点（男女共同参画センター）としての機能を担う体制を、単独又は共同して確保するよう努める）。
- ・独立行政法人男女共同参画機構をナショナルセンターとして位置づけ。

図2：計画の位置づけ・他計画との関連図



（5）計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とします。

ただし、この間、社会・経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行います。

（6）計画の策定体制

- ・副市長を会長とし、庁内の全課長で構成された「西之表市男女共同参画行政推進会議」において、これまでの男女共同参画に関する取組の評価を行うとともに、現状と課題を踏まえた計画案の作成、協議を行いました。
- ・学識経験者や・各団体の代表者・市内企業の代表者・一般公募者等で構成された「西之表市男女共同参画懇話会」において、計画の構成や計画案の内容について審議し、ご意見をいただきました。
- ・令和7（2025）年4月から5月にかけて、市民の男女平等や男女の権利・家庭・地域などに対する意識と実態を把握し、男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進を図るための基礎資料を得る目的で市民アンケートを実施しました。
- ・計画の策定に必要な基礎資料とすることを目的に、西之表市P T A連絡協議会子育てサポート委員会委員と西之表市民生委員・児童委員協議会委員を対象としたワークショップ等を実施しました。
- ・市民の意見を幅広く聴取するために、計画素案に関するパブリックコメント（市民意見公募手続）を実施しました。

第2章 本市の男女共同参画をとりまく現状

（1）人口及び世帯数等の推移

◆年齢3区別人口・世帯数、高齢化率、各校区の状況等

本市の人口は、昭和34（1959）年の33,593人をピークに顕著な減少をたどっており、令和7（2025）年9月末現在、13,842人となっています。

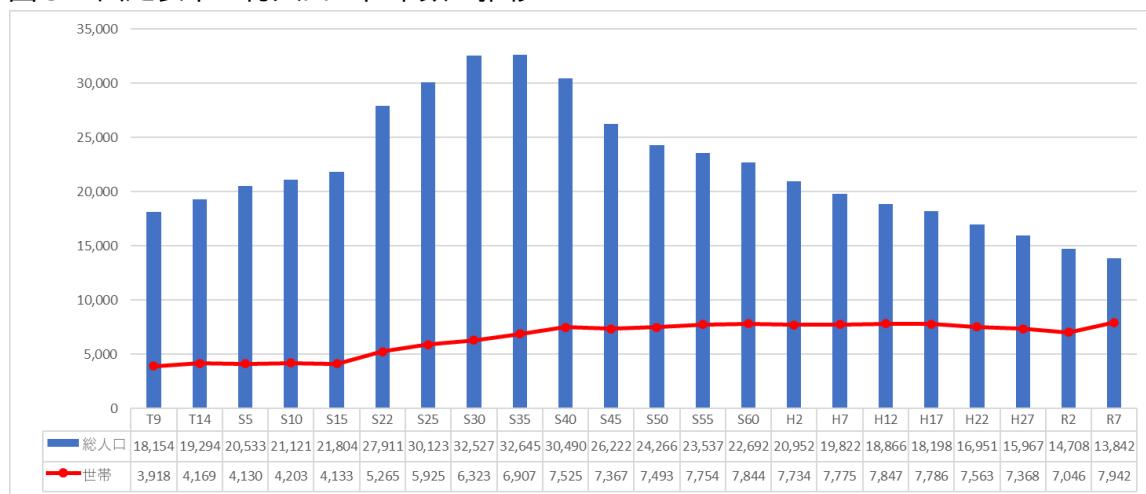
世帯数は、平成12（2000）年の7,847戸をピークに減少に転じてきましたが、核家族化や高齢者の単独世帯の増加、令和5年1月に着工した馬毛島における自衛隊施設整備に伴う工事関係者の増加等によって増加傾向にあり、令和7（2025）年9月末現在、7,942世帯となっています。

年齢3区別（年少人口・生産年齢人口・老人人口）の人口推移をみると、老人人口割合は増加している一方、年少人口割合は減少しています。

令和2（2020）年の国勢調査による65歳以上の人口割合を示す高齢化率は、38.1%となっており、全国（28.6%）及び鹿児島県（32.5%）の割合を大きく上回り、熊毛地区平均（37.2%）と比較しても高くなっています。

市内12校区のうち8校区が、地域住民の50%以上が65歳以上の高齢者によって構成され、地域の共同生活の維持が困難になるといわれている限界集落となっています。特に、中心市街地から離れた大字地区では、若い世代の市街地などへの流出によってさらに高齢化が進み、地域運営もままならなくなっています。

図3：西之表市の総人口・世帯数の推移



【西之表市人口ビジョン】

図4：西之表市の年齢3区分別人口構成の推移

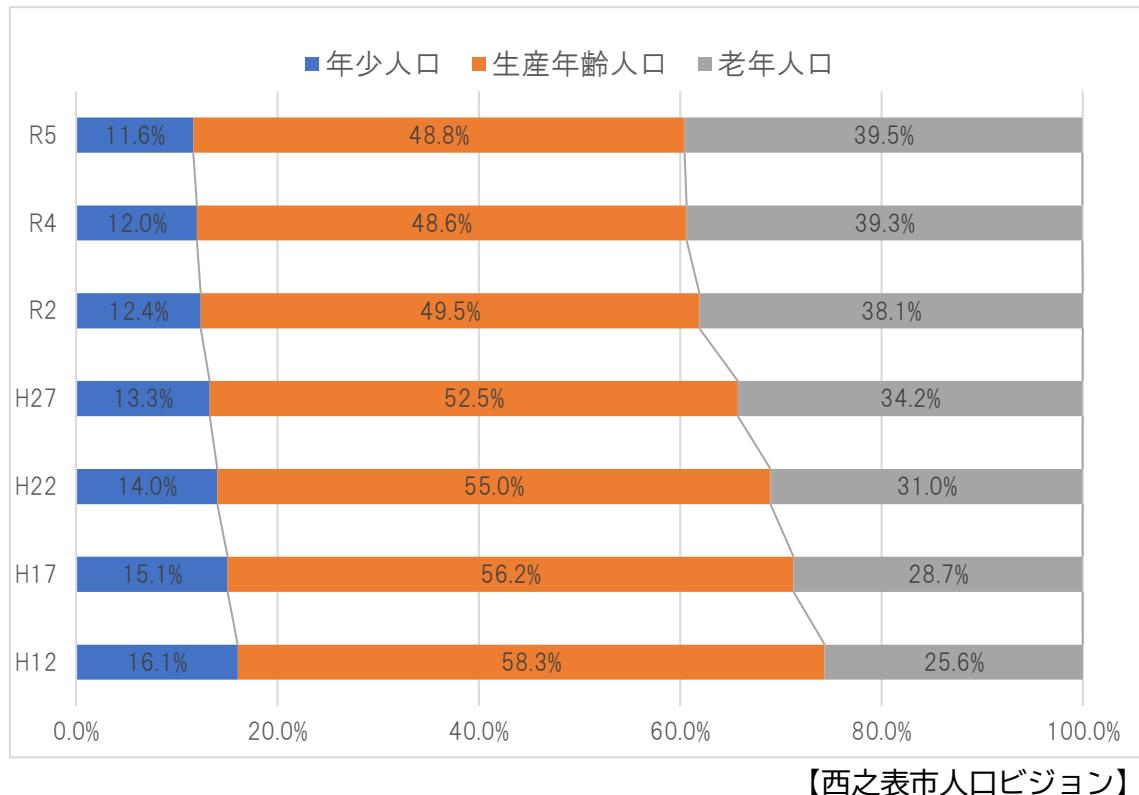
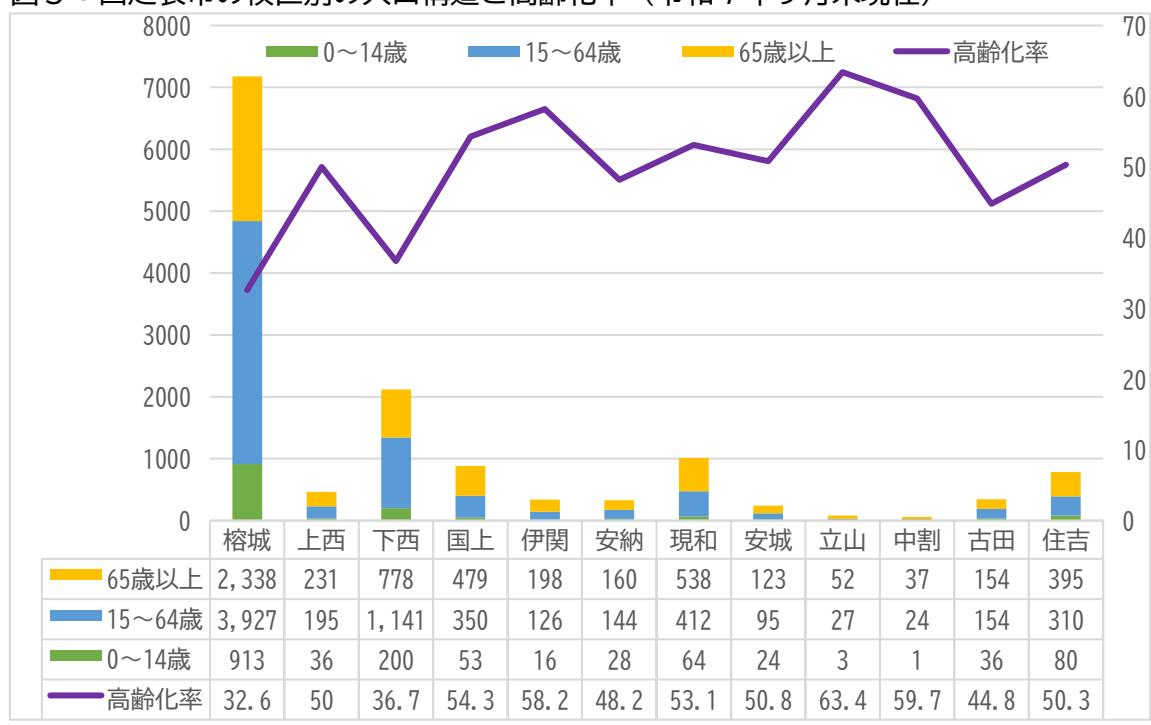


図5：西之表市の校区別の人口構造と高齢化率（令和7年9月末現在）



◆自然動態と社会動態（出生、死亡、転出、転入）

本市においては、平成7（1995）年から自然減が続いている。合計特殊出生率も令和4（2022）年現在で1.71と人口置換水準である2.07を下回っており、死亡数の増加が見込まれる中で、出生数及び合計特殊出生率が減少を続けていることから、今後も自然減少が増加していくことが見込まれます。

また、転入・転出の状況をみると、本市においては社会減が続いていましたが、令和5（2023）年は社会増に転じ、令和6（2024）年は社会減であるものの、その減少幅は近年の数値と比較して小さくなっています。

図6：西之表市の自然動態の推移

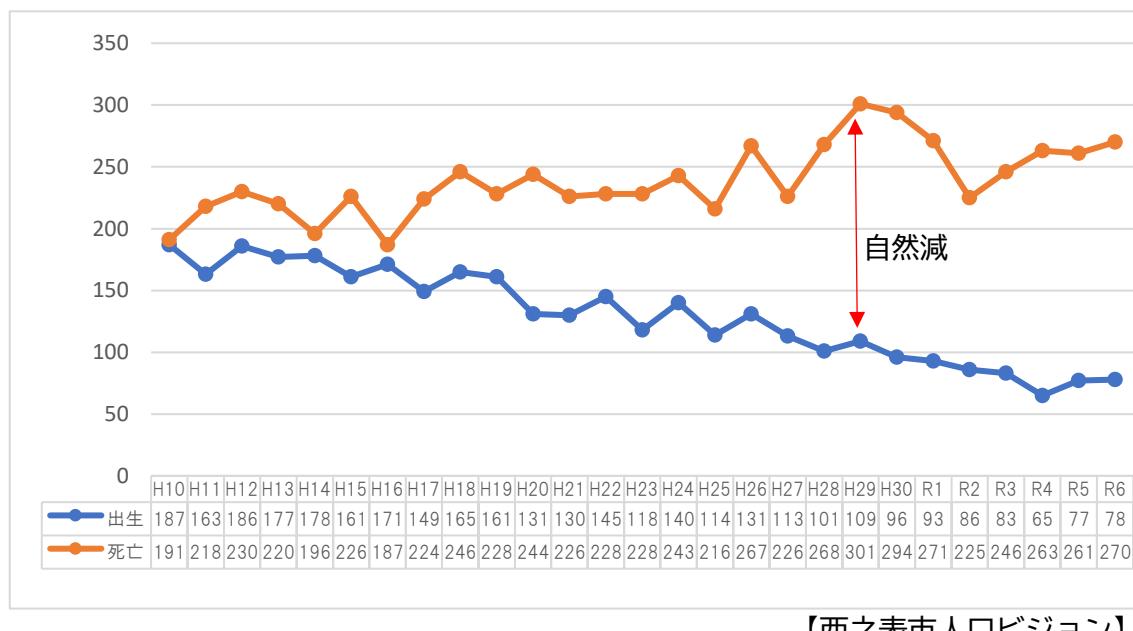
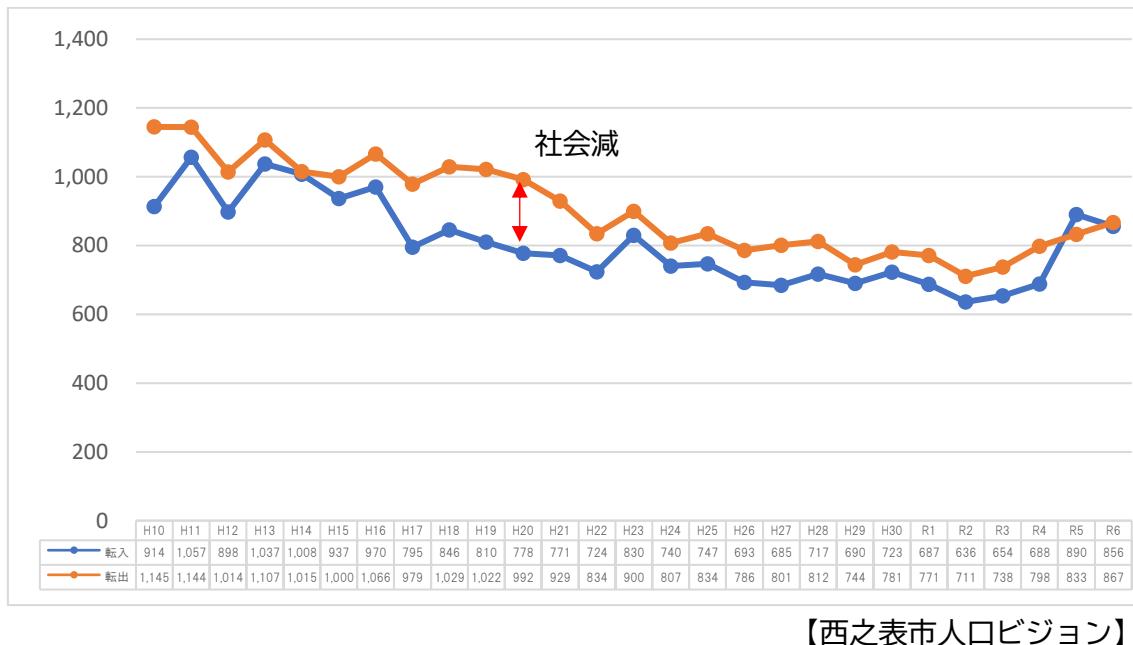


表1：西之表市の合計特殊出生率

	1998-2002 (H10~H14)	2003-2007 (H15~H19)	2008-2012 (H20~H24)	2013-2017 (H25~H29)	2018-2022 (H30~R4)
西之表市	1.94	1.99	1.94	1.87	1.71

【資料：厚生労働省人口動態統計】

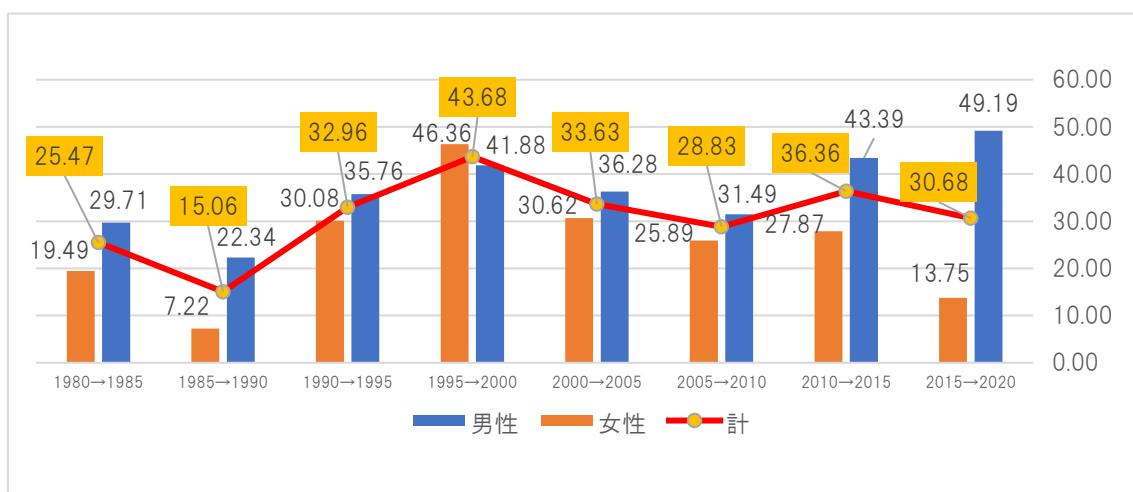
図7：西之表市の社会動態の推移



◆若者回復率

若者回復率とは、20歳代の転入超過数の10歳代の転出超過数に対する比率を表したもので、2つの国勢調査の5年間における10代の社会減を同時期の20代の社会増でいくらカバーしているのかを示しています。本市の国勢調査結果から若者回復率を算出すると、平成17（2005）年以降、男性の回復率に対する女性の回復率の低さが顕著となつてきています。令和2（2020）年には、男性の回復率が49.19%であるのに対し、女性の回復率は13.75%と、約35%の差があります。

図8：西之表市の若者回復率の推移



◆就業の状況

本市の就業者数の推移をみると、生産年齢人口は昭和 60（1985）年と比較して令和 2（2020）年には約半数まで減少しています。一方で、就業者数は減少しているものの、女性や高齢者の就業率が増加傾向にあることから、就業者数の減少幅は人口の減少幅と比較して緩やかです。本市の年齢構成比上位である 55 歳～64 歳までの住民が今後、65 歳以上の高齢者に移行していくことから、今後も高齢者の就業率は増加していくことが予想されます。

年代別就業率は、男女雇用機会均等法*施行の前年にあたる昭和 60（1985）年と比べると、女性に見られる結婚・出産時期における就業率の低下（M字カーブ*）は浅くなっていますが、男性と同様の台形に近づきつつあります。

しかしながら、子育て期にあたる年代以降は全国的にパートタイム労働等の非正規雇用の割合が高くなっていますが、賃金や管理職等への登用など、就業の場の待遇や機会において男女間の格差も存在しています。

鹿児島県内の民営事業所における一般労働者の賃金（平均所定内給与額）の状況をみると、令和 5（2023）年 6 月現在で男性の賃金に対する女性の賃金の割合は 76.6% となっています。

男女間賃金差異の情報公表については、女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主に対し、令和 4（2022）年 7 月 8 日から義務付けられています。

西之表市職員の令和 6（2024）年度における「男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）」について職員区分別にみると、「任期の定めのない常勤職員」が 81.8%、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」が 116.2%、「全職員」が 70.1% となっており、鹿児島県職員（全職員）の 74.7% に対して、4.6% 低くなっています。

また、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするために、令和 3（2021）年 6 月の育児・介護休業法等の改正により、いわゆる産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設等の措置が定められ、令和 4（2022）年 4 月から段階的に施行されています。

男性労働者の育児休業等の取得状況については、法改正により、令和 7（2025）年 4 月 1 日以降、従業員が 300 人超 1,000 人以下の企業にも年 1 回の公表が義務付けられました。

鹿児島県内事業所における令和 5（2023）年（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月の 1 年間）の育児休業取得状況をみると、女性の取得率 94.9% に対し、男性の取得率は 44.1% となっています。

本市の令和 5（2023）年度における「男性職員の育児休業取得率」は 0% となっており、鹿児島県職員の 64.4% に対して大きな差があります。

図9：西之表市の就業者数の推移

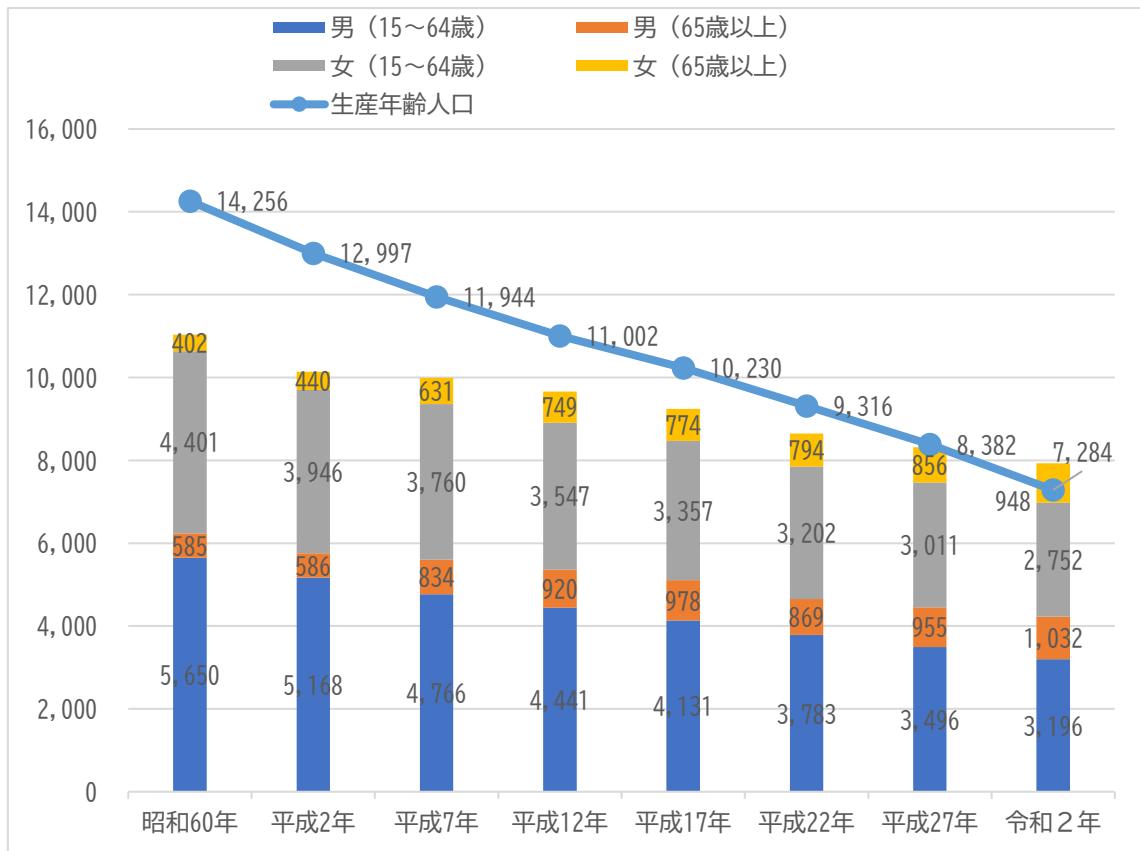
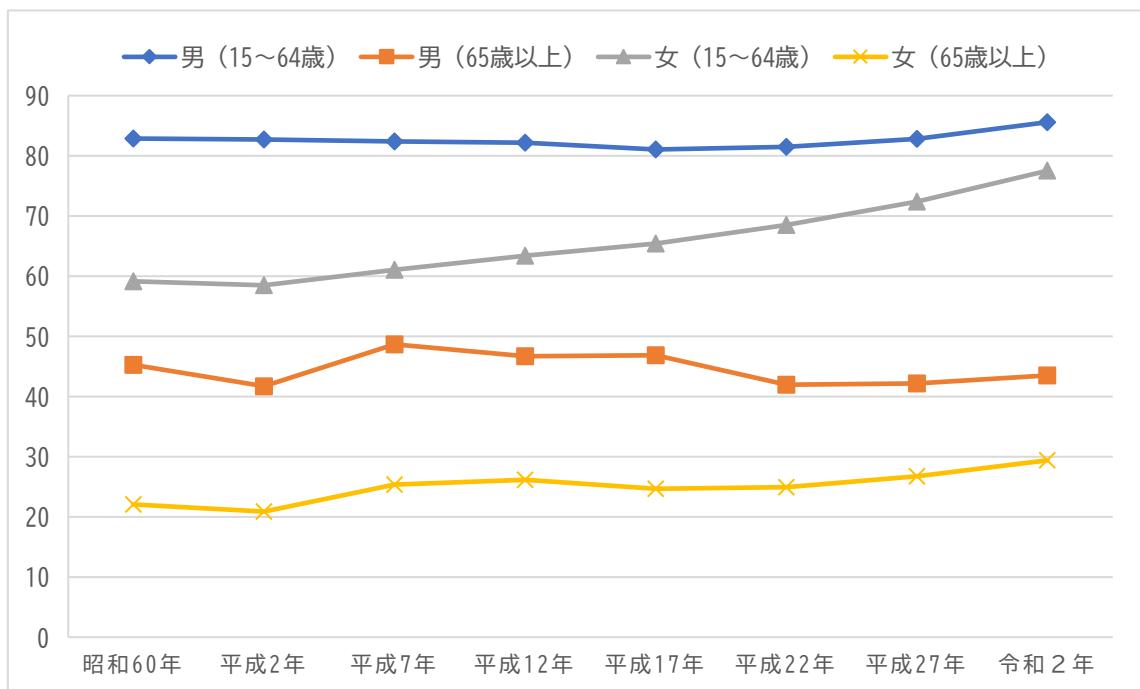


図10：西之表市の就業率推移



【西之表市人口ビジョン】

図11：西之表市の年代別就業率（男性）

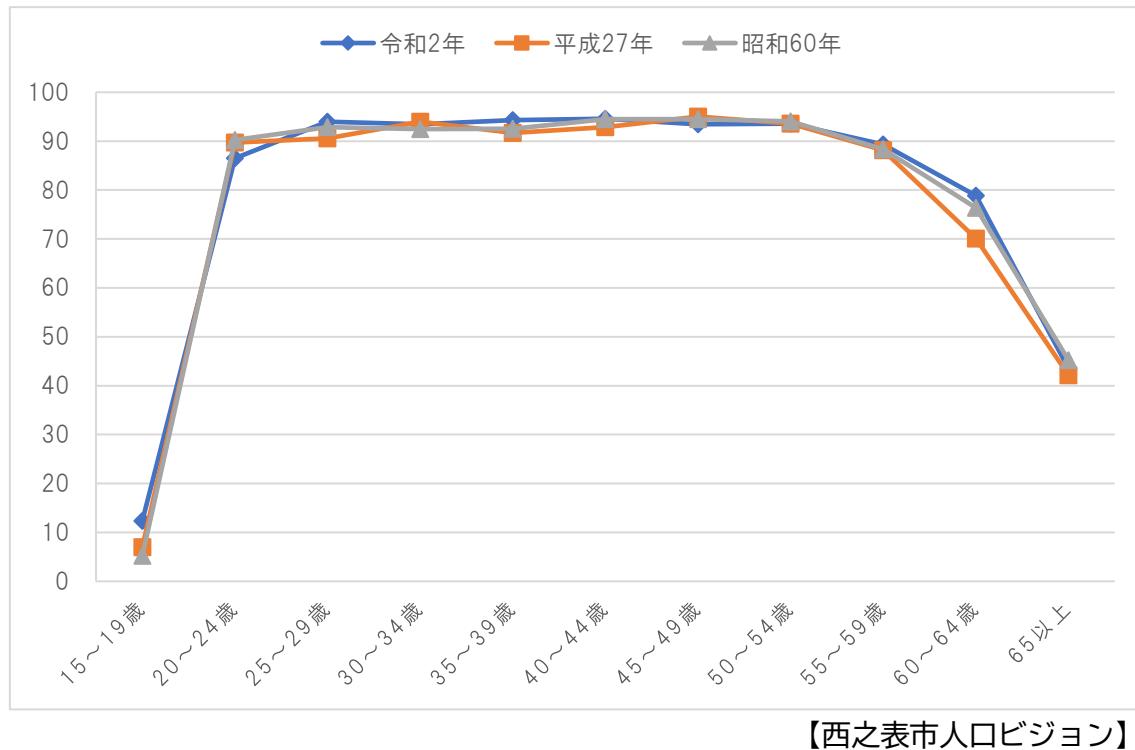
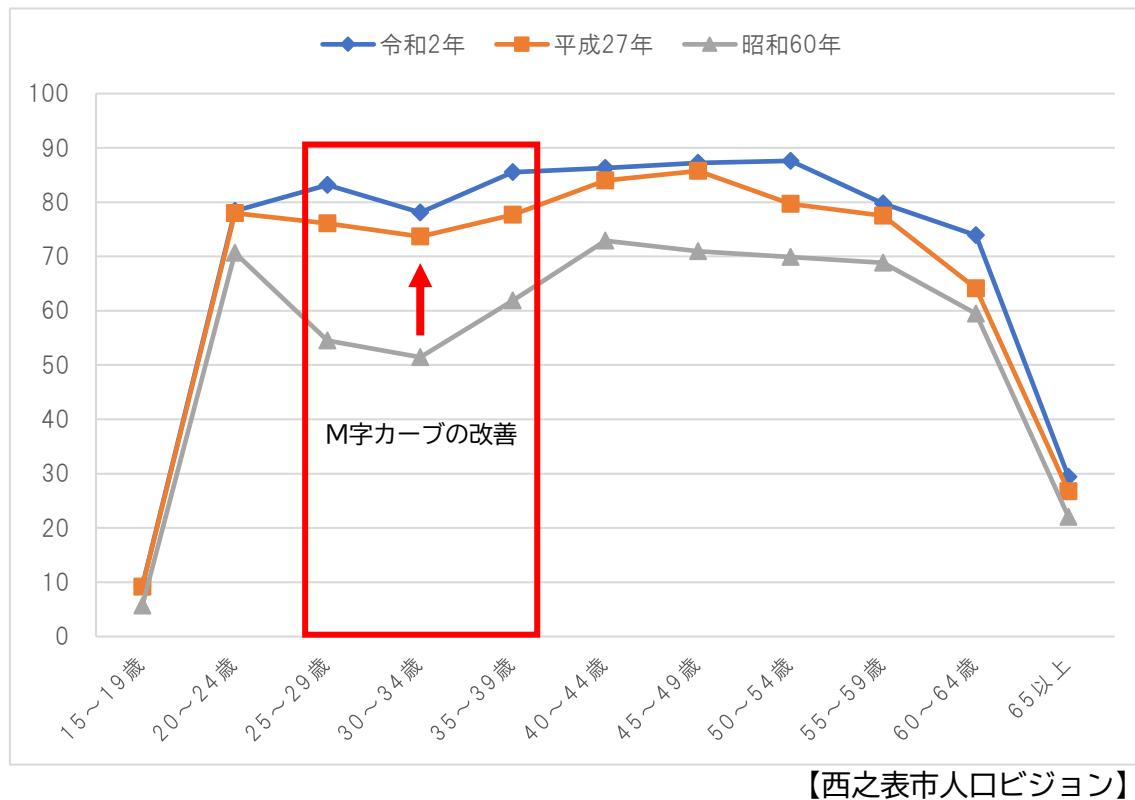


図12：西之表市の年代別就業率（女性）



（2）男女共同参画に関する意識調査（市民アンケート）の結果

計画の策定にあたり、市民の男女平等や男女の家庭・地域などに対する意識と実態を把握し、男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、令和7（2025）年4月から5月にかけてアンケートを実施しました。

■調査対象者：1,180人（男性：577人 女性：603人）

※令和7（2025）年4月1日現在で西之表市内に居住する18歳以上の男女10%

■回答数：699（①男性：304人 ②女性：371人 性別無回答：24人）

■回答率：59.2%（男性：52.7% 女性：61.5%）

◆男女の地位の平等感

男女の地位の平等感についてたずねたところ、「平等」であると答えた割合は「学校では」（45.6%）が最も高く、次いで「職場では」「法律制度上では」（いずれも40.0%）が高いという結果でした。前回調査で「平等」であると答えた割合の低かった「地域では」（35.3%→36.0%）「社会通念、しきたりでは」（19.8%→20.0%）「政治や行政では」（21.1%→24.3%）は「平等」であると答えた割合がいずれも増加しています。

図13：男女の地位の平等感（全体）

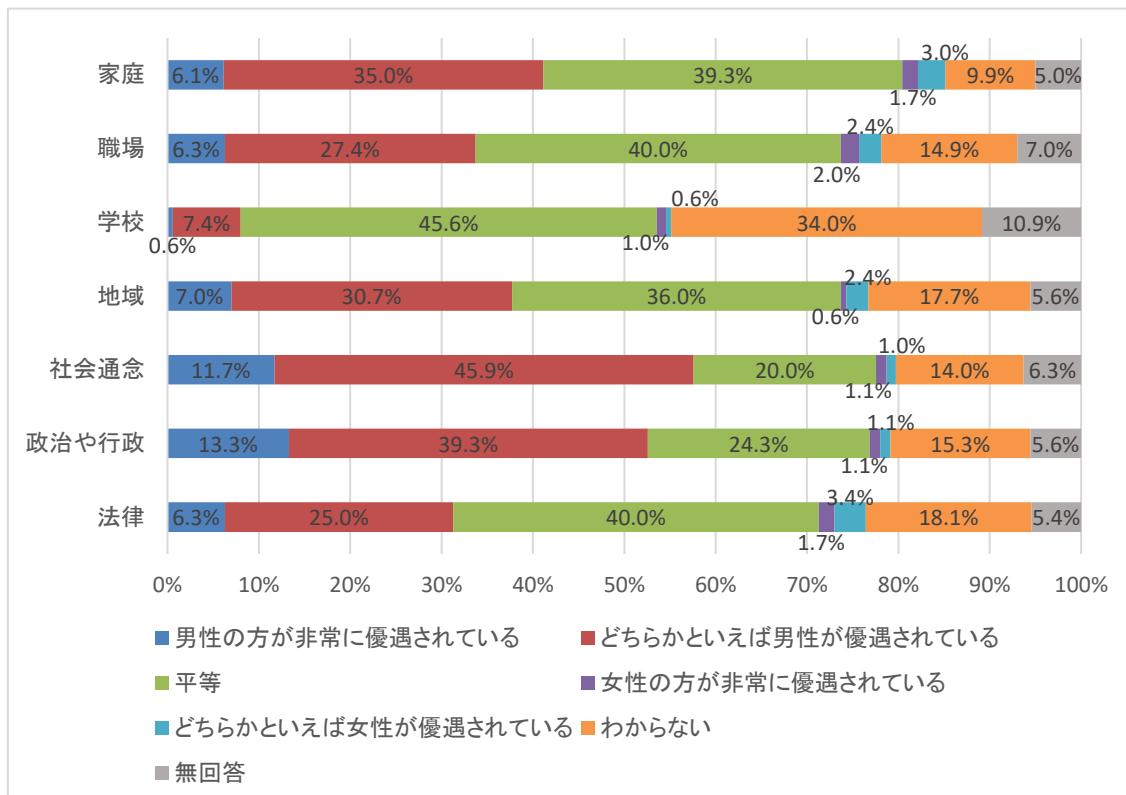


図14：男女の地位の平等感①

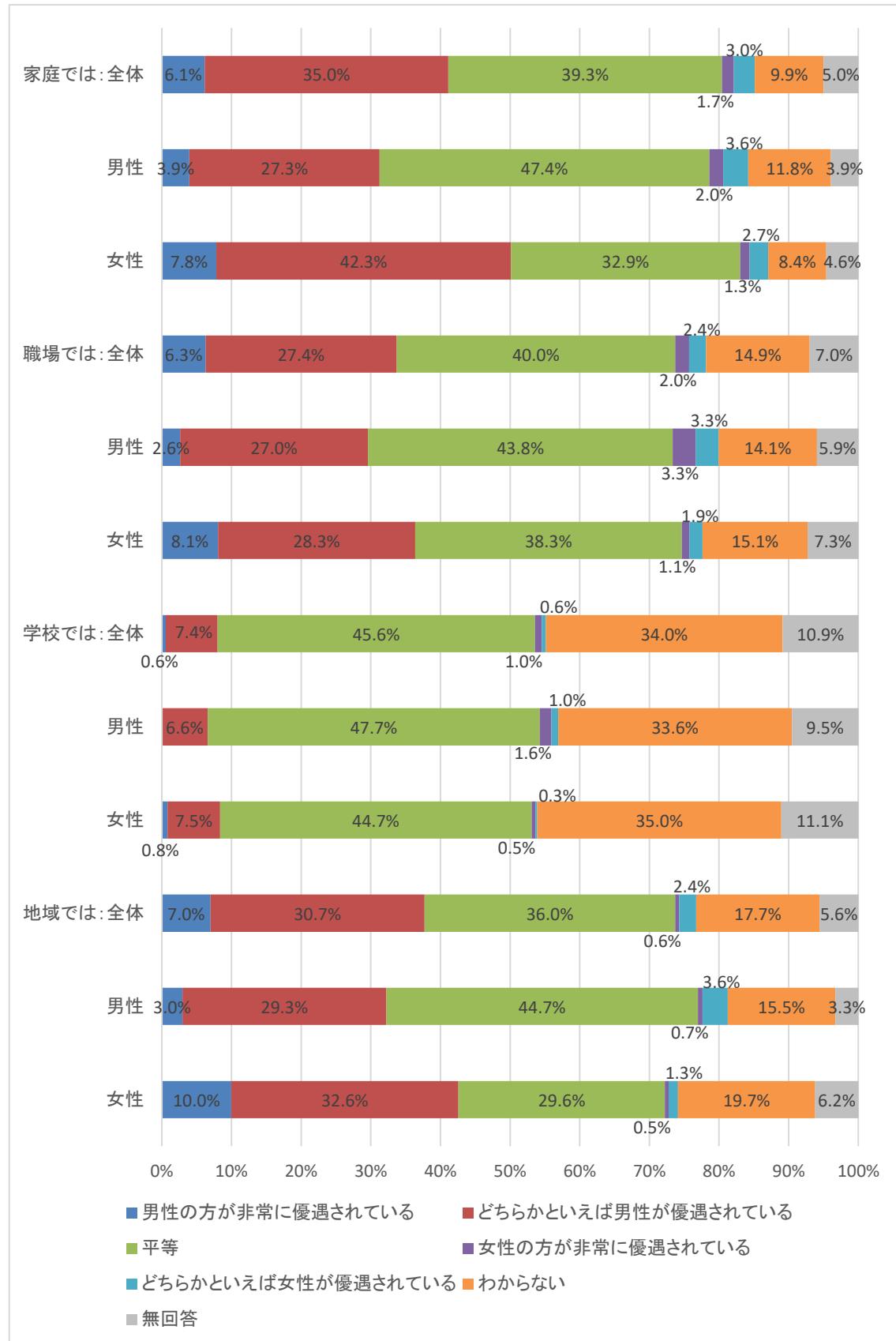
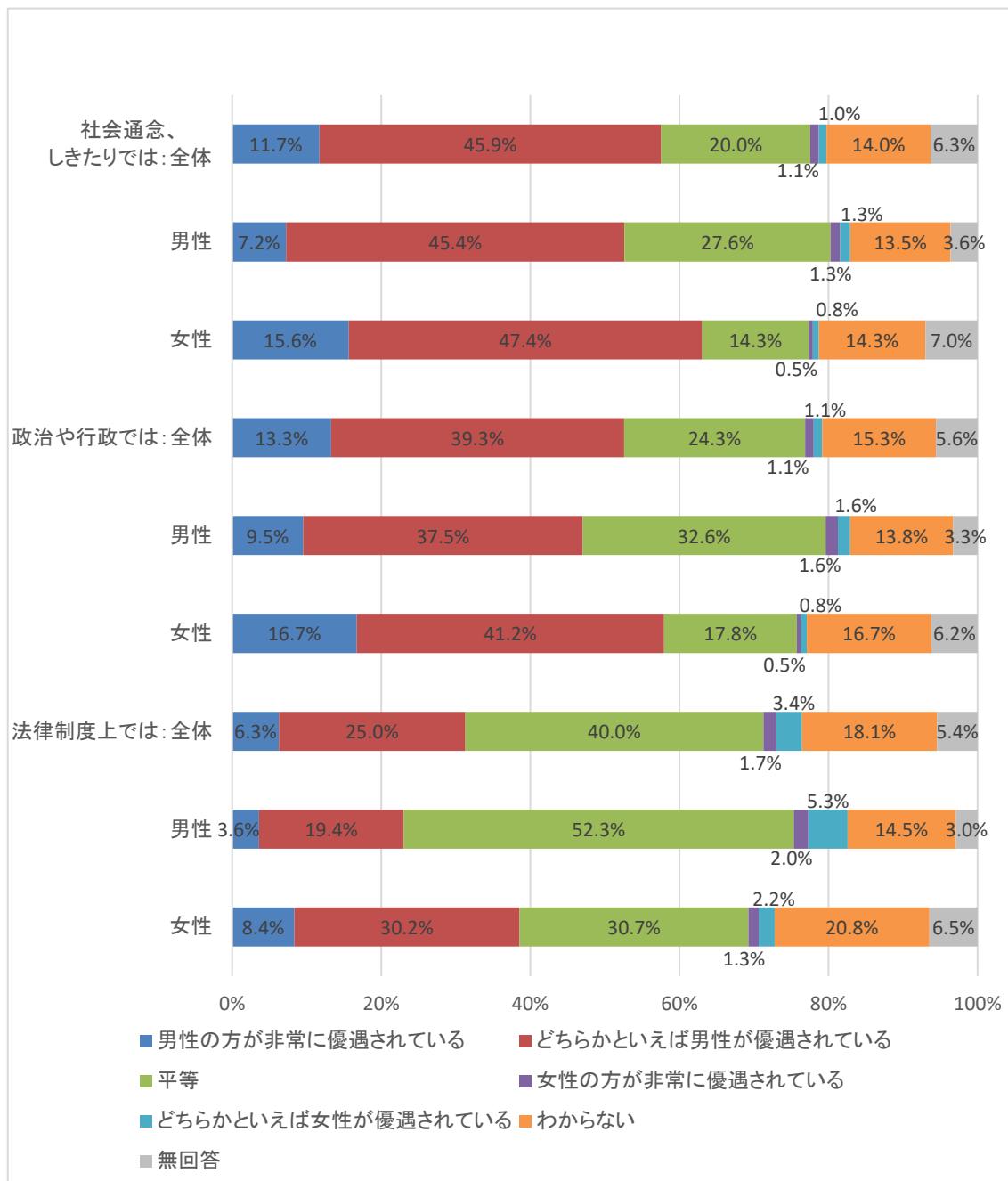


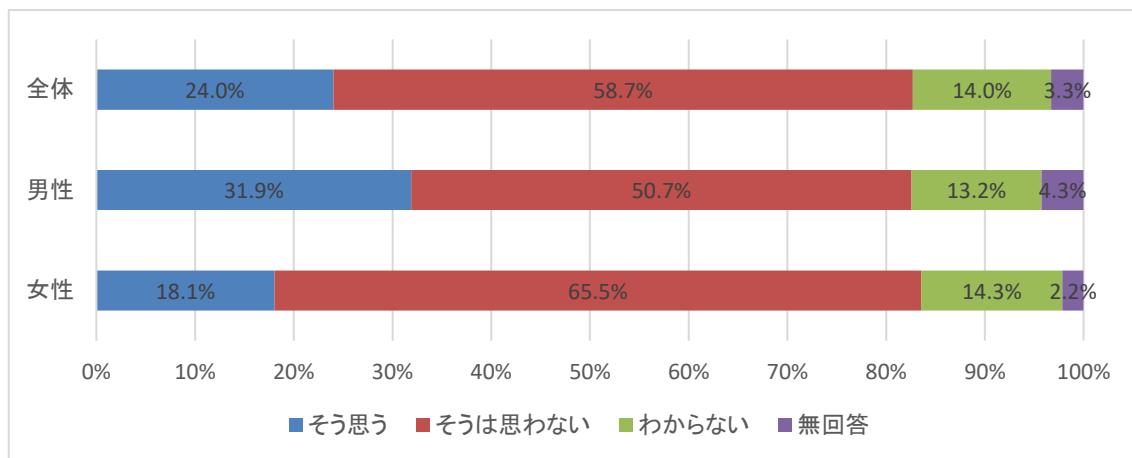
図15：男女の地位の平等感②



◆ 「男の子は男らしく、女の子は女らしく」しつけたほうがよいと思うか

子どものしつけについて、「男の子は男らしく、女の子は女らしく」しつけたほうがよいと思うかたずねたところ、「そうは思わない」（58.7%）と回答した割合が「そう思う」（24.0%）を上回りました。前回調査よりも「そうは思わない」（48.6%）と回答した割合が10.1%増加しています。

図16：「男の子は男らしく、女の子は女らしく」しつけたほうがよいと思うか

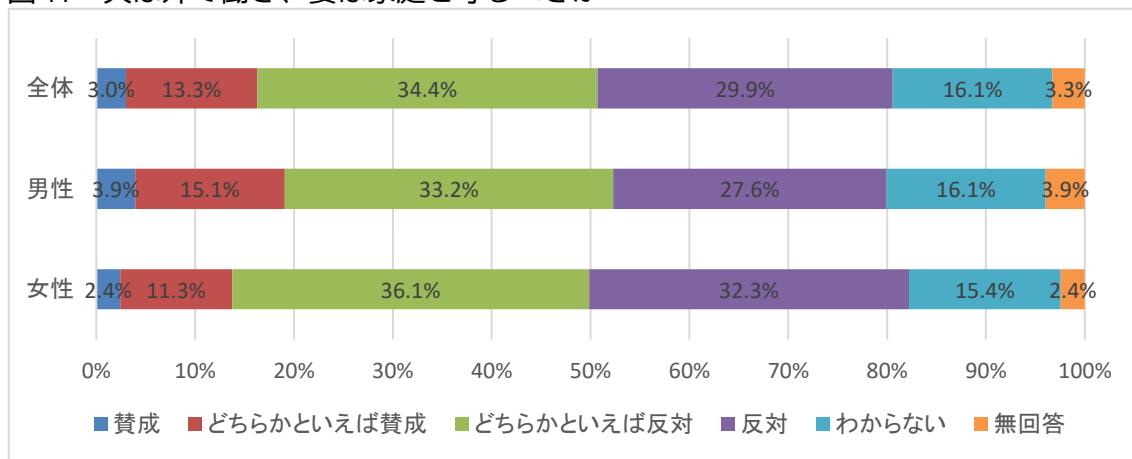


◆夫は外で働き、妻は家庭を守るべきか

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についてたずねたところ、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した割合の合計（64.3%）が、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した割合の合計（16.3%）を48.0%上回っています。

前回調査と比較すると、「反対」「どちらかといえば反対」と回答した割合の合計（53.6%→64.3%）は10.7%増加しており、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した割合の合計（25.8%→16.3%）は9.5%減少しています。

図17：夫は外で働き、妻は家庭を守るべきか



◆日常的な家庭の仕事（家事）の分担（理想と現状）

「日常的な家庭の仕事（家事）の分担」について、「理想」では全項目で「夫婦共同」と回答した割合が最も高くなっていますが、「自治会などの地域活動」に関しては他の項目と比較して「主に夫」と回答した割合（24.4%）が高くなっています。

「現状」の回答をみると、「自治会などの地域活動」を除いた全ての項目で「夫婦共同」と回答した割合よりも「主に妻」と回答した割合が高くなっています。しかしながら、前回調査と比較すると全項目において「夫婦共同」であると回答した割合は増加しており、「買い物」は5.8%、「掃除」は3.2%増加しています。

図18：日常的な家庭の仕事（家事）の分担（理想）

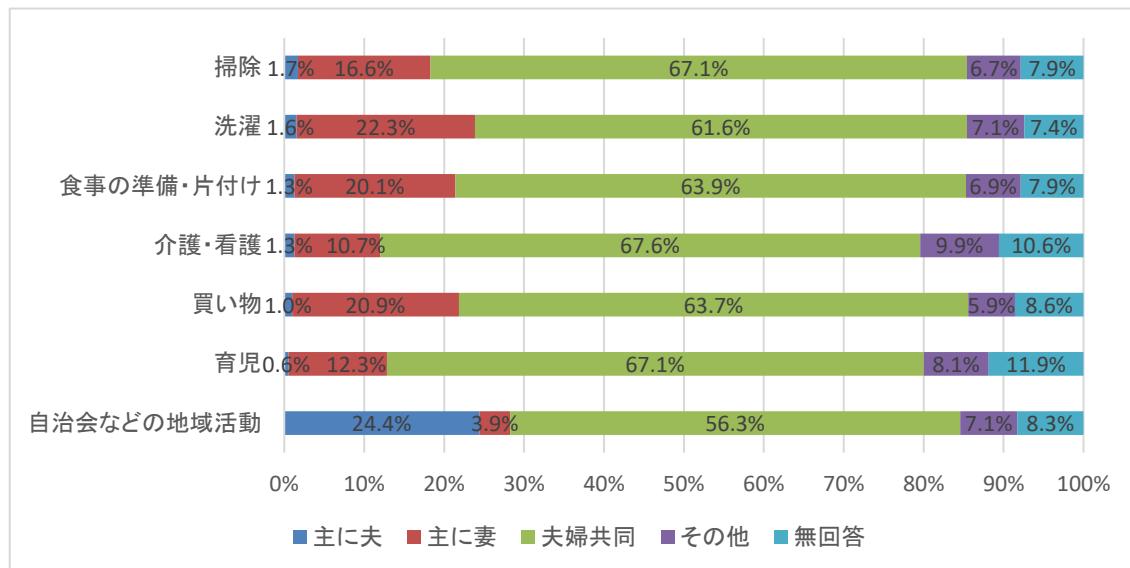
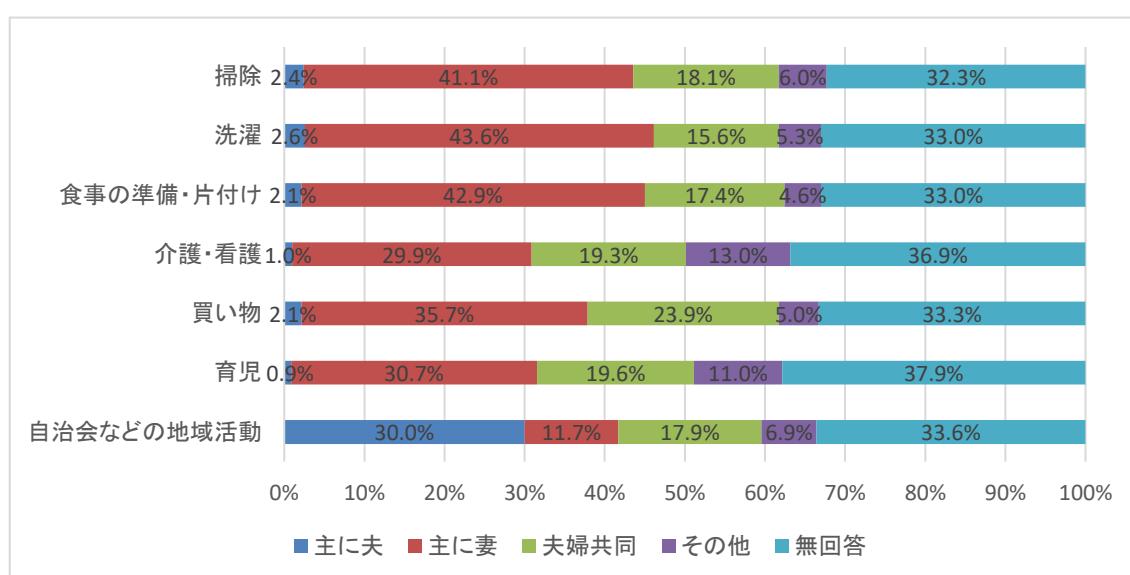


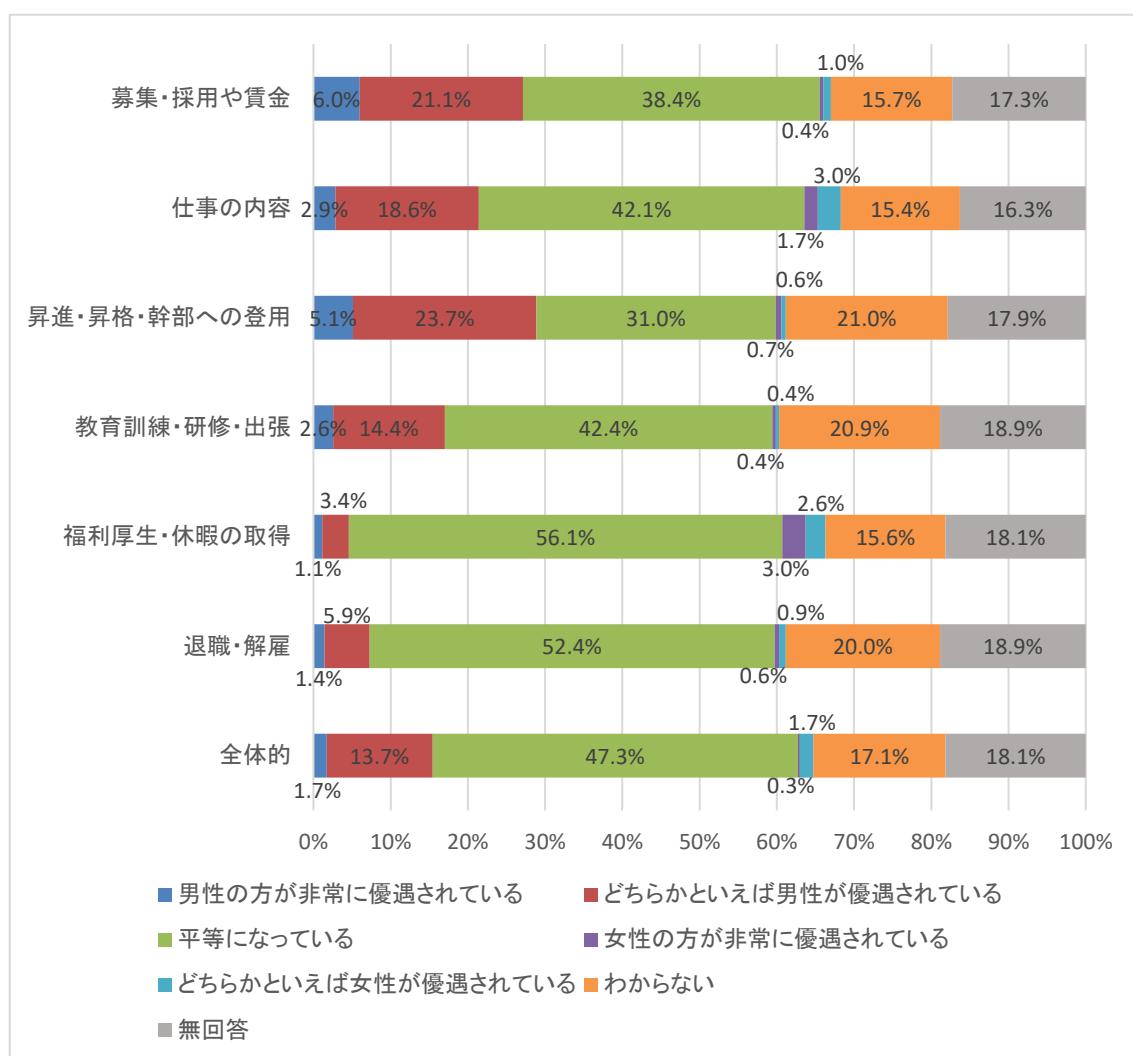
図19：日常的な家庭の仕事（家事）の分担（現状）



◆職場での性別による処遇の違い

職場での性別による処遇の違いについてたずねたところ、「平等になっている」と回答した割合は、「福利厚生・休暇の取得」(56.1%) が最も高く、次いで「退職・解雇」(52.4%)、「全体的」(47.3%)、「教育訓練・研修・出張」(42.4%)、「仕事の内容」(42.1%)、「募集・採用や賃金」(38.4%)、「昇進・昇格・幹部への登用」(31.0%) という結果となりました。前回調査と比較すると、「教育訓練・研修・出張」の項目を除いた全ての項目で「平等になっている」と回答した割合は増加しています。

図 20：職場での性別による処遇の違い



◆仕事、家庭生活、地域活動、個人の生活の中で優先度の高いもの（希望と現状）

生活の中で本来は一番優先したいものについては、「家庭生活を優先したい」(46.7%)という回答が最も多く、次いで「個人の生活を優先したい」(33.9%)、「仕事を優先したい」(13.4%)、「地域活動を優先したい」(1.6%)の順でした。

前回調査と比較すると、「仕事を優先したい」(17.9%→13.4%)と回答した割合は減っていますが、「家庭生活を優先したい」(44.2%→46.7%)、「個人の生活を優先したい」(28.4%→33.9%)と回答した割合が増えています。

その一方、現状では「仕事を優先している」(38.6%)という回答が最も多くなっています。前回調査と比較すると、「仕事を優先している」(43.7%→38.6%)という回答は減っていますが、「家庭生活を優先している」(31.0%→34.3%)、「地域活動を優先している」(1.7%→2.9%)、「個人の生活を優先している」(15.8%→19.9%)と回答した割合は増加しています。

図 21：生活の中で優先度の高いもの（希望）

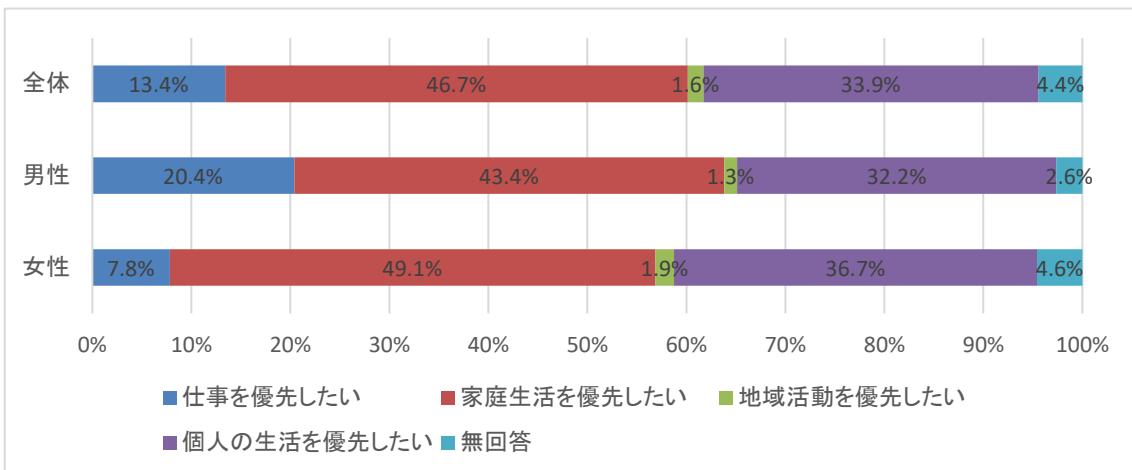
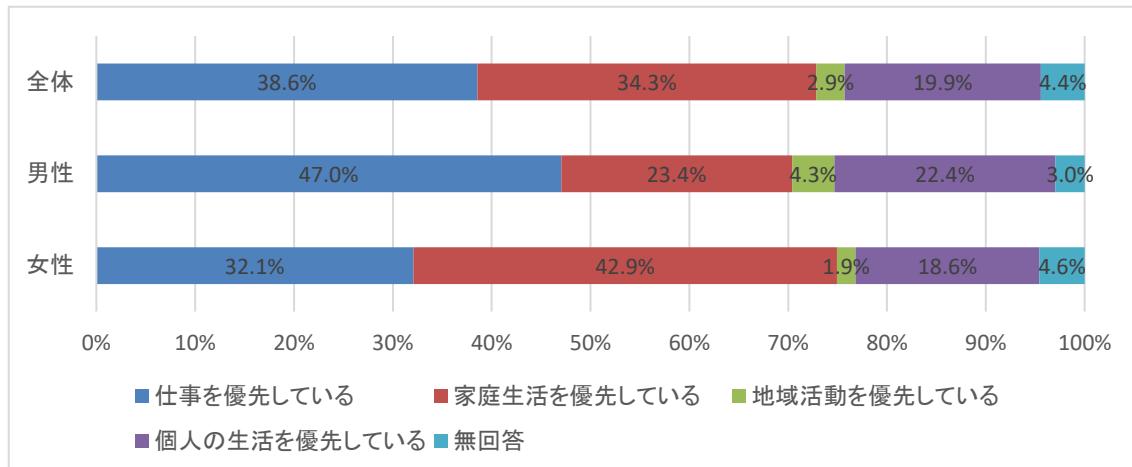


図 22：生活の中で優先度の高いもの（現状）

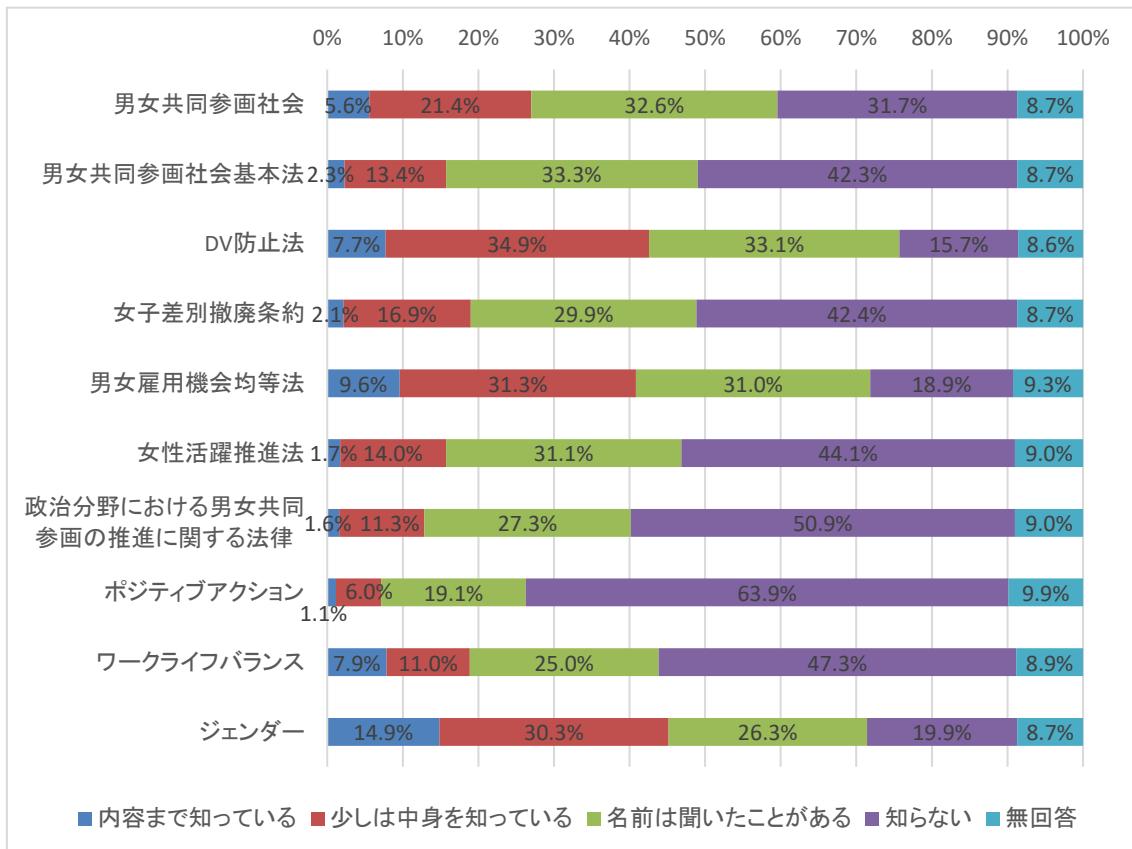


◆男女共同参画関連用語の認知度

男女共同参画関連用語の認知度について、「内容まで知っている」「少しあは中身を知っている」「名前は聞いたことがある」という回答の合計が最も高かったのは、「DV防止法」(75.7%)で、次いで「男女雇用機会均等法」(71.9%)、「ジェンダー」(71.5%)、「男女共同参画社会」(59.6%)、「男女共同参画社会基本法」(49.0%)、「女子差別撤廃条約*」(48.9%)、「女性活躍推進法」(46.8%)、「ワーク・ライフ・バランス*」(43.9%)、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(40.2%)、「ポジティブアクション*」(26.2%)の順でした。「内容まで知っている」という回答が最も多かったのは「ジェンダー」(14.9%)で、それ以外の用語は全て1割未満でした。「知らない」と回答した割合が特に多かった用語は「ポジティブアクション」(63.9%)、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(50.9%)、「ワーク・ライフ・バランス」(47.3%)でした。

前回調査と比較すると、「男女雇用機会均等法」(66.1%→71.9%)、「女性活躍推進法」(42.7%→46.8%)、「ワーク・ライフ・バランス」(42.0%→43.9%)の3つの用語に関して、「内容まで知っている」「少しあは中身を知っている」「名前は聞いたことがある」という回答の合計値が高くなっています。

図23：男女共同参画関連用語の認知度

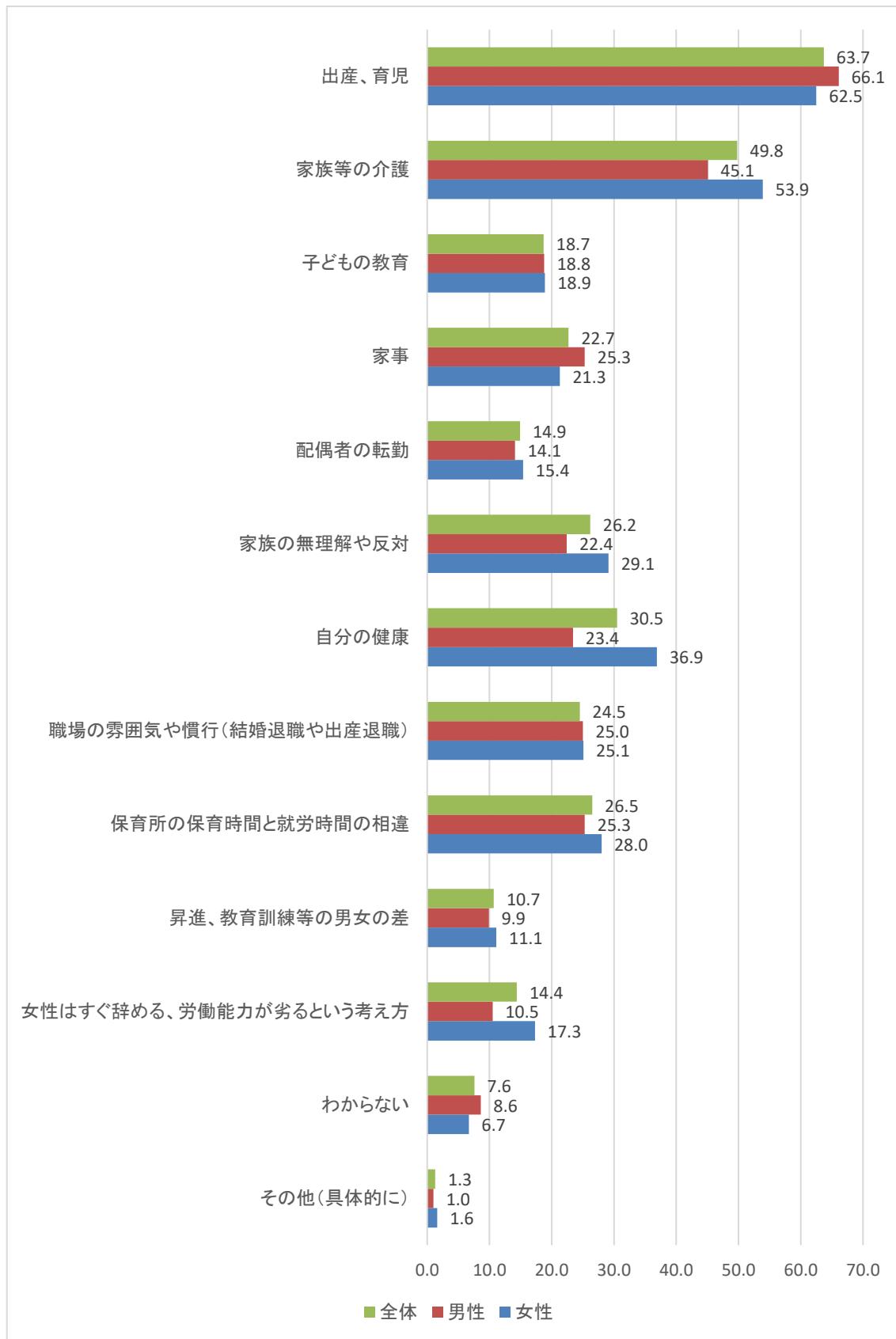


◆女性が長く働き続けるうえでの障がいとして考えられるもの

今の社会全体からみて、女性が長く働き続けることを困難にしたり、障がいになると考えられるものについては、「出産、育児」（63.7%）という回答が最も多く、次いで「家族等の介護」（49.8%）、「自分の健康」（30.5%）、「保育所の保育時間と就労時間の相違」（26.5%）、「家族の無理解や反対」（26.2%）、「職場の雰囲気や慣行」（24.5%）、「家事」（22.7%）、「子どもの教育」（18.7%）、「配偶者の転勤」（14.9%）、「女性はすぐ辞める、労働能力が劣るという考え方」（14.4%）、「昇進教育訓練等の男女の差」（10.7%）の順となっています。

前回調査と比較すると、「自分の健康」（25.2%→30.5%）と回答した割合が5.3%増加しており、特に女性は令和3年時30.3%から今回36.9%と6.6%高くなっています。

図24：女性が長く働き続けるうえでの障がいとして考えられるもの

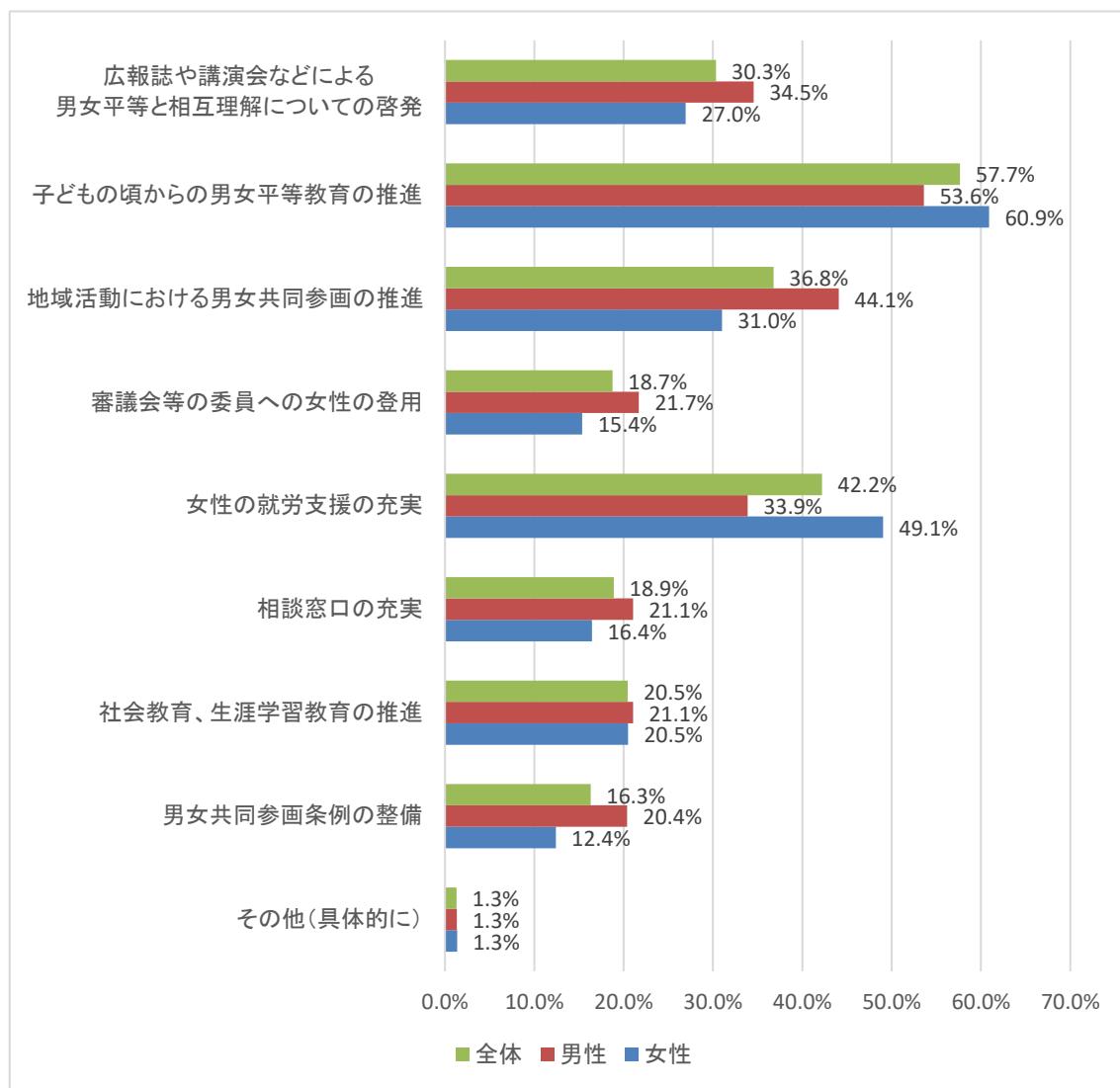


◆男女共同参画社会の実現に向けて市が今後力を入れるべきこと

男女共同参画社会の実現に向けて、西之表市が今後力を入れるべきことについてたずねたところ、「子どもの頃からの男女平等教育の推進」（57.7%）と回答した割合が最も高く、次いで「女性の就労支援の充実」（42.2%）、「地域活動における男女共同参画の推進」（36.8%）、「広報誌や講演会などによる男女平等と相互理解についての啓発」（30.3%）、「社会教育、生涯学習教育の推進」（20.5%）、「相談窓口の充実」（18.9%）、「審議会等の委員への女性の登用」（18.7%）、「男女共同参画条例の整備」（16.3%）の順となりました。

前回調査と比較すると、「子どもの頃からの男女平等教育の推進」（53.5%→57.7%）、「相談窓口の充実」（16.0%→18.9%）、「地域活動における男女共同参画の推進」（34.7%→36.8%）と答えた割合が増加しています。

図25：男女共同参画社会の実現に向けて市が今後力を入れるべきこと

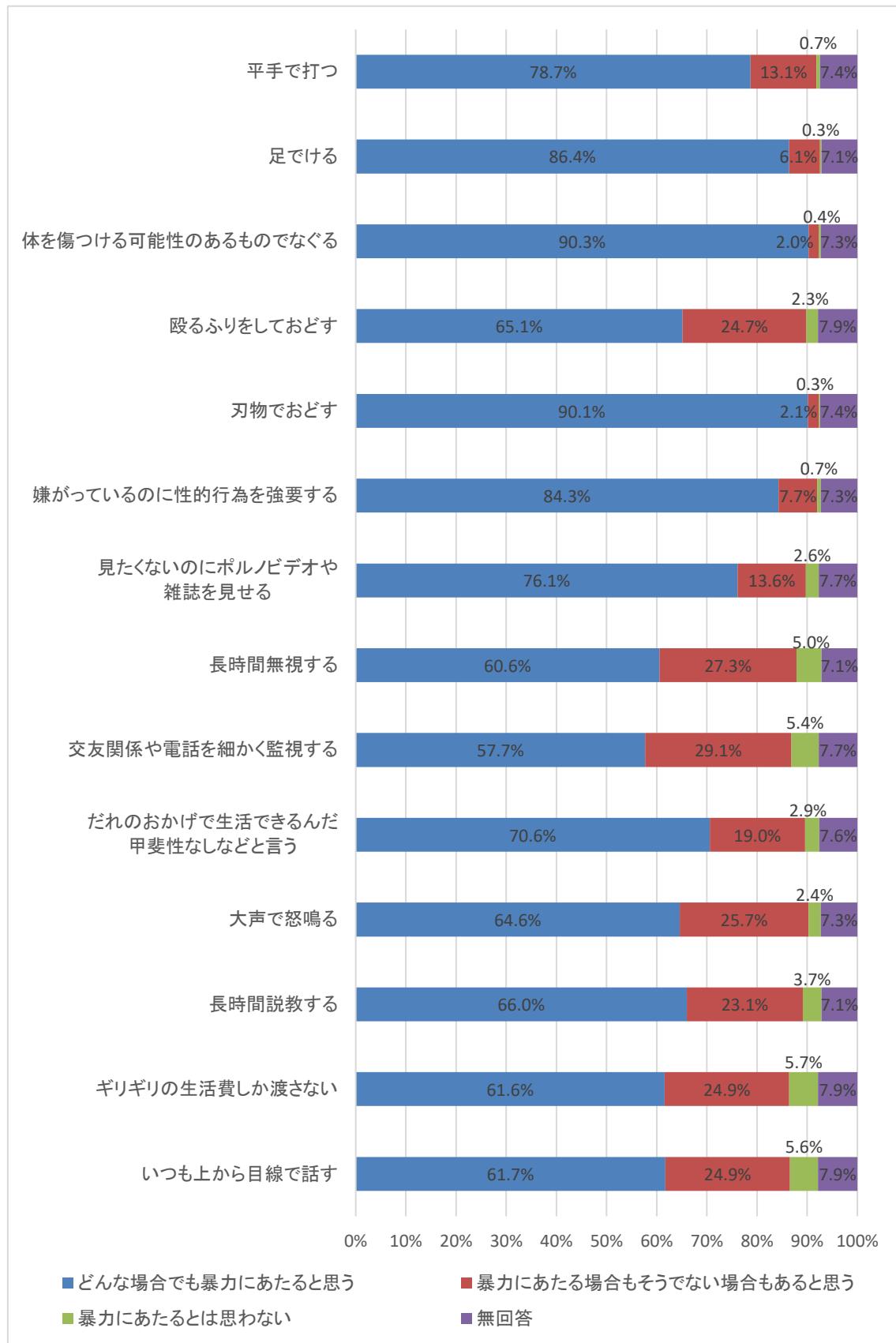


◆どのような行為が暴力・DVにあたるか

配偶者間において、どのような行為が暴力・DVにあたると思うかたずねたところ、全項目で「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合が最も高くなっています。「暴力にあたるとは思わない」という回答の割合が高かったのは、「ギリギリの生活費しか渡さない」（5.7%）、「いつも上から目線で話す」（5.6%）、「交友関係や電話を細かく監視する」（5.4%）でした。

前回調査と比較すると、全項目で「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合が高くなっています。

図26:どのような行為がDVにあたると思うか

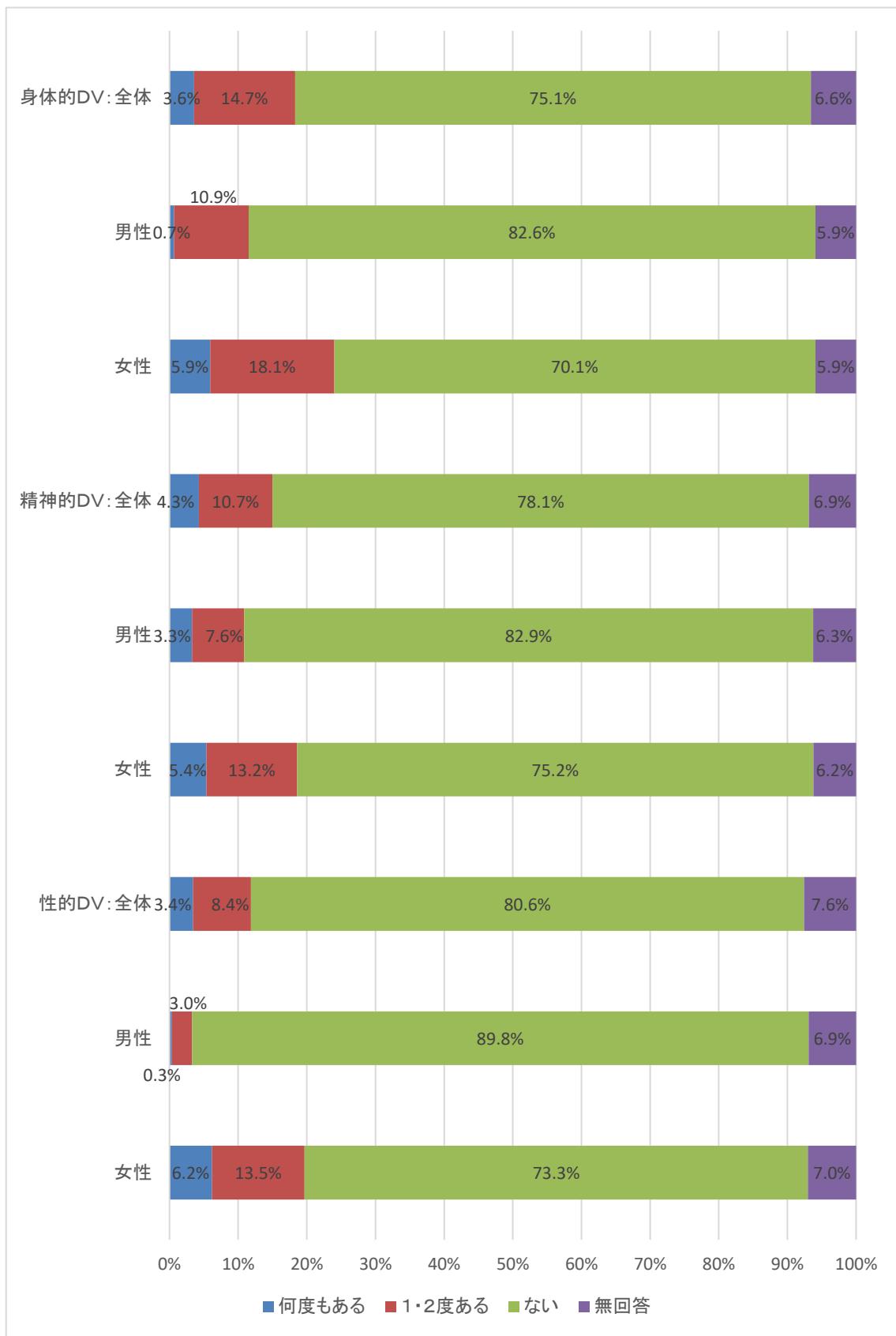


◆配偶者等から暴力・DVを受けた経験

夫婦、恋人同士などの親しい間で暴力や嫌がらせを受けた経験についてたずねたところ、殴られたり、蹴られたりなどの身体的DVに関しては、「何度もある」「1・2度ある」と回答した人の割合が男性で11.6%、女性で24.0%でした。人格を否定するなどの精神的DVに関しては、「何度もある」「1・2度ある」と回答した人の割合が男性で10.9%、女性で18.6%でした。嫌がっているのに性的な行為を強要するなどの性的DVに関しては、「何度もある」「1・2度ある」と回答した人の割合が男性で3.3%、女性で19.7%となっています。

前回調査と比較すると、暴力・DVを受けたと回答した割合は、「身体的DV」(20.5%→18.3%)と「精神的DV」(17.0%→15.0%)で減少していますが、「性的DV」(11.4%→11.8%)は増加しています。

図 27：配偶者等から暴力・DVを受けた経験

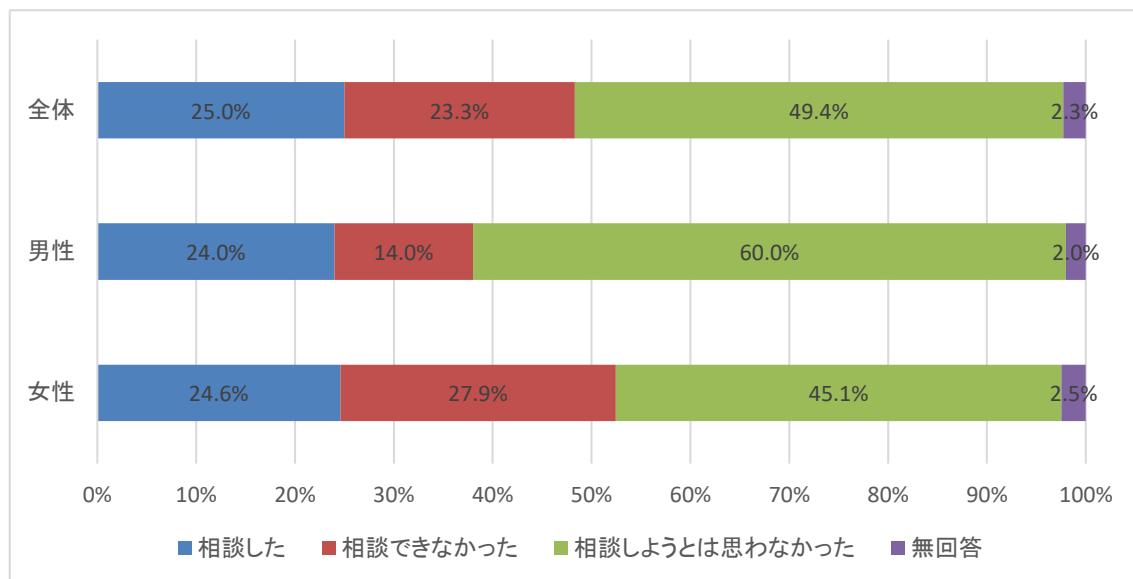


◆配偶者等からの暴力・DVの相談状況

配偶者等からの暴力・DVや嫌がらせ等についての相談状況をみると、「相談しようとは思わなかった」(49.4%)と回答した割合が最も高く、次いで「相談した」(25.0%)、「相談できなかった」(23.3%)の順でした。性別でみると、女性は「相談できなかった」(27.9%)と回答した割合が男性よりも13.9%高くなっています。

前回調査と比較すると、男性は「相談した」(9.2%→24.0%)という回答も「相談できなかった」(9.2%→14.0%)という回答の割合も増加していますが、女性は「相談した」(30.9%→24.6%)という回答の割合が減少している一方、「相談できなかった」(22.1%→27.9%)という回答の割合は増加しています。

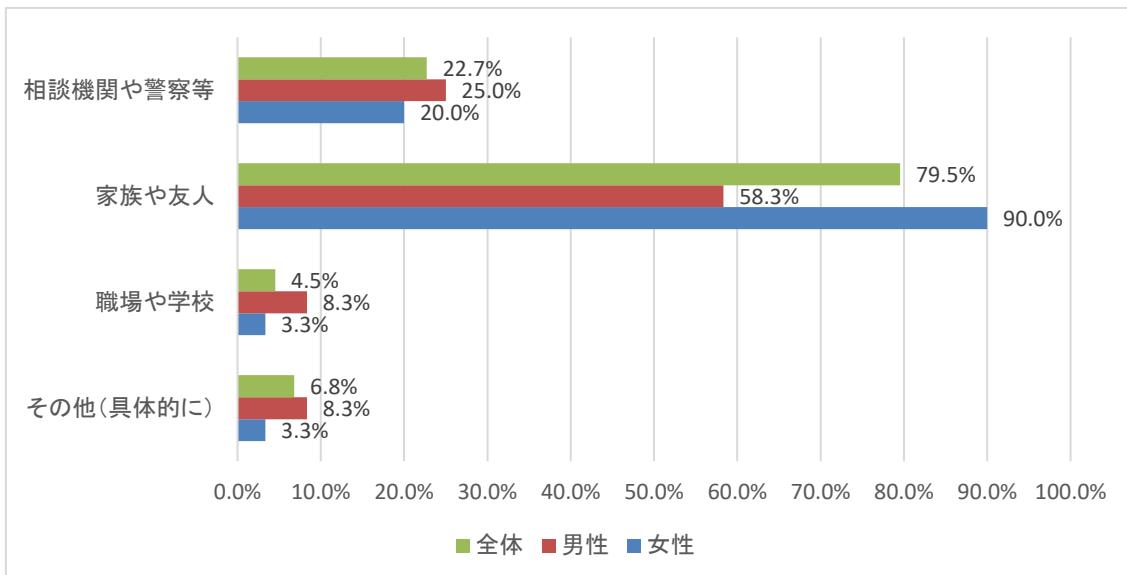
図28：配偶者等からの暴力・DVの相談状況



◆暴力・DVについての相談先

暴力・DVや嫌がらせ等についての相談先をみると、「家族や友人に相談した」(79.5%)という回答の割合が最も高く、次いで「相談機関や警察等に相談した」(22.7%)、「その他」(6.8%)、「職場や学校で相談した」(4.5%)という順に高く、前回調査と同様の結果となっています。

図 29：DVの相談先



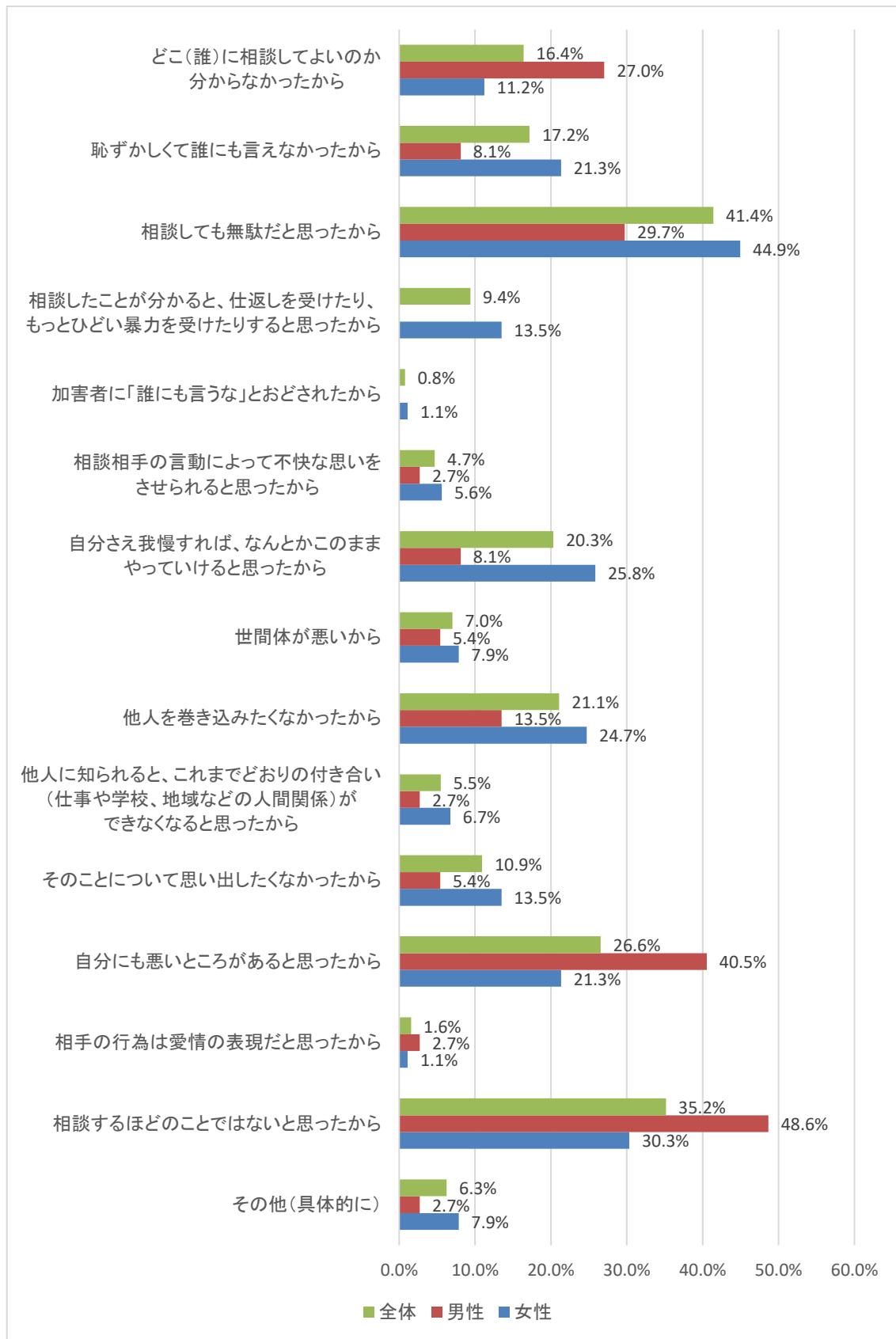
◆暴力・DVを相談できなかった・しようと思わなかった理由

暴力・DVを相談できなかった・しようと思わなかった理由をみると、「相談しても無駄だと思ったから」(41.4%)と回答した割合が最も高く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」(35.2%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(26.6%)という順になっています。

前回調査と比較すると、最も割合の高かった「自分が我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」(前回 42.2%→今回 20.3%)という回答が、大きく減っています。また、男性の回答においては、「自分にも悪いところがあると思ったから」(今回 40.5%、前回 40.3%)や「相談するほどのことではないと思ったから」(今回 48.6%、前回 38.7%)など変わらず高い割合であることが分かりました。

自分で抱え込もうとするような回答が減少している一方で、「どこ(誰)に相談してよいのか分からなかったから」(今回 16.4%、前回 6.0%)という回答も一定数あることから、更なる相談窓口の周知や相談機会の提供に努めていく必要があります。

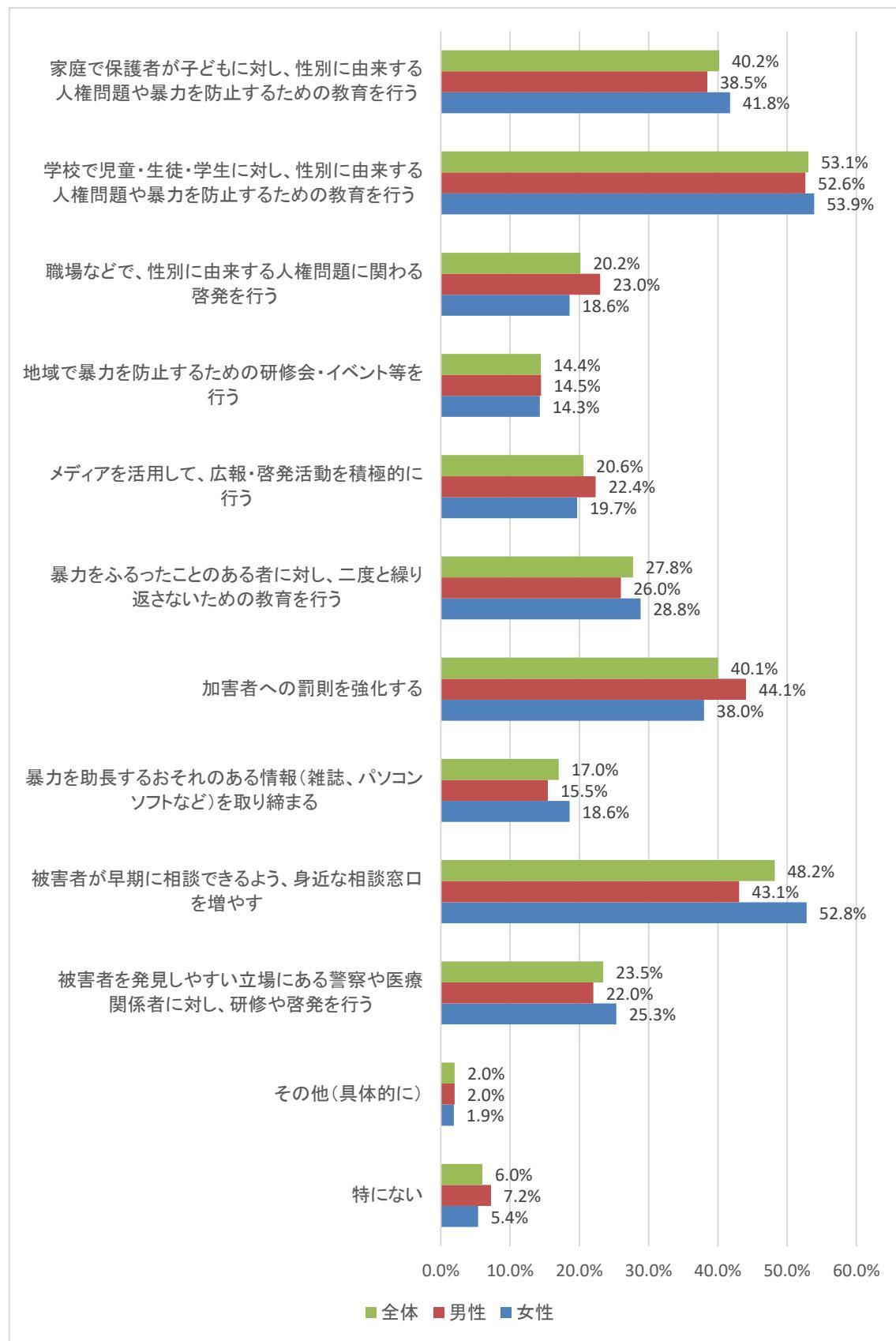
図30：相談できなかつた、しようと思わなかつた理由



◆暴力・DVを防止するために必要なこと

暴力・DVを防止するために必要なことについてたずねたところ、最も回答の割合が高かったのは「学校で児童・生徒・学生に対し、性別に由来する人権問題や暴力を防止するための教育を行う」（53.1%）で、次いで「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」（48.2%）、「家庭で保護者が子どもに対し、性別に由来する人権問題や暴力を防止するための教育を行う」（40.2%）、「加害者への罰則を強化する」（40.1%）の順に高く、前回調査と同様の結果となっています。

図31：暴力・DVを防止するために必要なこと



◆市民アンケート結果から得られた男女共同参画に関する意識と実態の変化

本市では、第2次男女共同参画基本計画の改訂以降、市民アンケートを行って男女平等や男女の家庭・地域などに対する市民の意識と実態を把握しています。主な設問の回答値の推移は図32～図37のとおりで、本市における男女共同参画に関する市民の意識と実態は、概ね改善してきていることがうかがえます。

図32：「男女の地位の平等感」→「全体的に見て平等」と答えた割合の推移 (%)

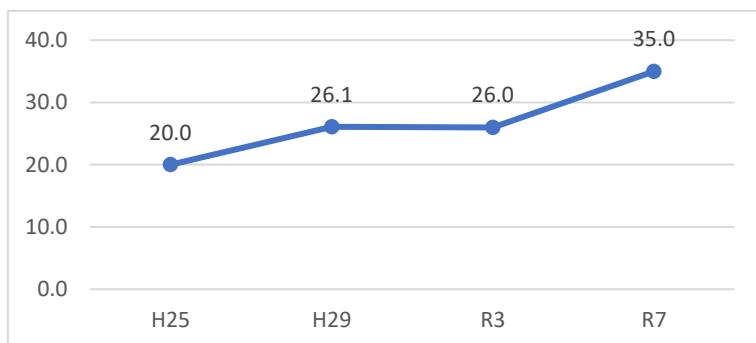


図33：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきか」→「反対 どちらかといえば反対」と答えた割合の推移 (%)

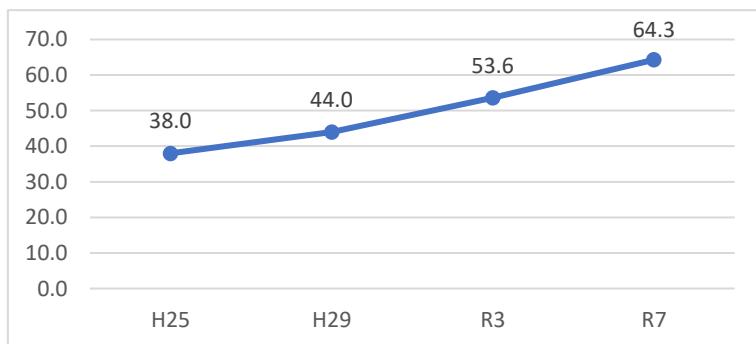


図34：「男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけるべきか」→「そうは思わない」と答えた割合の推移 (%)

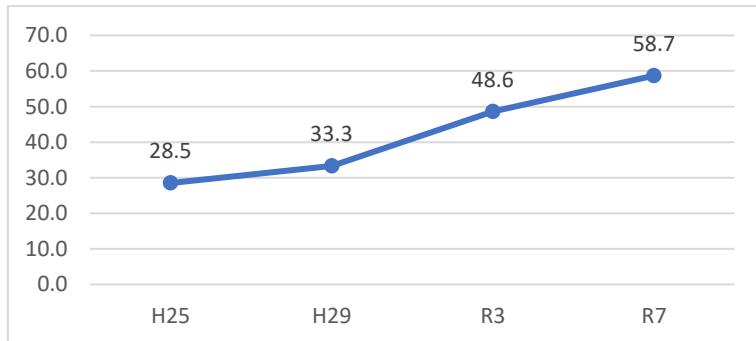


図 35：「家庭における家事の役割分担の現状」→「夫婦共同」と答えた割合の推移 (%)

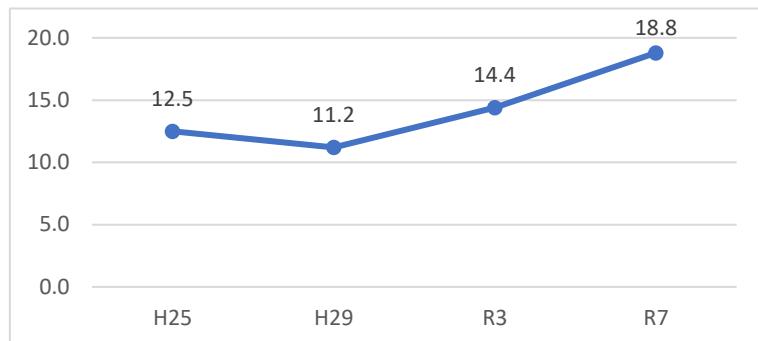


図 36：「職場での性別による処遇の違い」→「全体的に平等」と答えた割合の推移 (%)

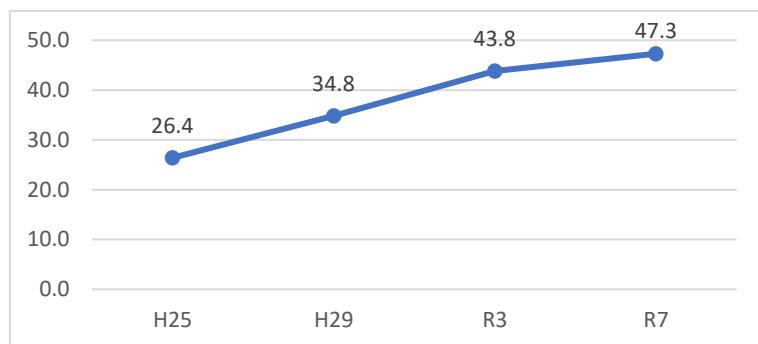
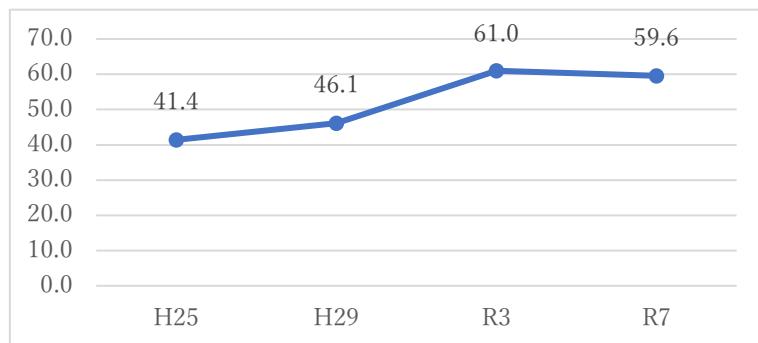


図 37：「男女共同参画社会という用語の認知度」→「知っている、少しあは中身を知っている、名前は聞いたことがある」と答えた割合の推移 (%)



（3）男女共同参画・ジェンダー平等を考えるワークショップ等の実施

男女共同参画基本計画の改訂にあたり、より多くの皆さまの意見をうかがうため、ワークショップ等を実施しました。

◆西之表市P T A連絡協議会子育てサポート委員会委員ワークショップ

令和7（2025）年10月29日（水）に西之表市P T A連絡協議会子育てサポート委員会委員を対象としたワークショップを実施しました。ワークショップでは以下のような意見が出ました。

①「男・女だから〇〇しなさい、〇〇してはいけない」と自分が言われたり、聞いたりしたことはありませんか。

男	女
<ul style="list-style-type: none">・男なんだからしっかりしなさい・ナヨナヨするな・男なんだから泣くな・力仕事は男に任せておけばいい・体育の授業で、マットや飛び箱などを運ぶのは男の子	<ul style="list-style-type: none">・女なんだから子育てしなさい・母親なんだから子どもを見なさい・子どもや学校のことは母親がするもの・（娘を持つ母親に夫から）「女の子を育てているんだから、家のことをしている姿をちゃんと見せておけ」と言われる・地域のことは女が出しゃばるなと言われる・市民体育祭のマスゲームはなぜ女性ばかりなのか

② ①で出された「モヤモヤ」を解消するにはどうしたらいいと思いますか。

又は、どうなってもらいたいと思いますか。

- ・今すぐ解決するようなことではないけれど、「モヤモヤ」も受け入れつつ、常に自分の視点は「平等」に保つこと。お互いの思いやりの心があれば支え合っていけるから、「平等」になっていくのではないかと思う。
- ・地域行事などで、あえて、男女の役割を全部交代してやってみる。上の世代の人たちは難しいと思うので、若い世代からやってみるのもいい。
- ・先日、男女共同参画のワークショップに参加してすごくよかったです。男性の参加が少なかった。平日の昼間開催ということもあります。参加が難しかったのだろうが、男性にもぜひ聞いてもらいたい。昼開催を夜開催にするなど、男性も参加しやすいようにしてもらいたい。
- ・話し合いの場では、男の人に発言を求めがち。男女関係なく参加者一人ひとりに発言を求める機会をつくる。（発言しやすい雰囲気をつくる）

- ・男女に関わらず、一人ひとり「違い」があるのが当たり前と思ってもらわないといけない。老若男女、お年寄りや障がいのある人も、いろんな人たちがいる状況（場）をつくっていくことが大事。

◆西之表市民生委員・児童委員協議会委員意見交換会

令和8（2026）年1月14日（水）に西之表市民生委員・児童委員協議会委員を対象とした意見交換会を実施しました。人権啓発促進DVDを視聴し、男女共同参画・ジェンダー平等推進プランについて概要等説明後、意見交換会を実施し、今後の普及啓発の仕方や民生委員に望むことなどの質疑に対し、意見交換を実施しました。

(4) 第4次男女共同参画基本計画の主な取組状況

第4次計画では、「市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して、心豊かに暮らすことができる社会づくり」、「多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり」という基本目標を達成するために定めた8つの重点目標に対し、庁内各課で様々な取組を行ってきました。

重点目標		取組状況（計画策定時(R3)現状値→R6実績値）
①	男女共同参画社会の形成に必要な制度・慣行の見直し、意識の改革	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙を通じた普及・啓発（3回→6回） ・市民アンケートの実施（1回→1回） ・市職員向け研修会の開催（1回→1回）
②	男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント事業参加グループを対象とした研修会の開催（1回→4回） ・男女共同参画の視点を踏まえた防災研修への参加（1回→1回）
③	男女共同参画を正しく理解し、推進するための教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における人権週間等の設定（11校→11校） ・生徒・保護者・学校関係者への研修（県主催研修会）の実施（0校→1校）
④	男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌や配布物、ポスター等の掲示（2回→3回） ・地域の見守りのため、民生委員・児童委員の情報共有・交換及び研修の実施（10回→10回）
⑤	生涯を通じた男女の心身の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性がん検診（6回→6回）、マタニティプラザ（4回→6回）の実施 ・小中学生を対象に性（いのち）に関して正しい知識を持つもらうための出前講座の開催（2回→2回）
⑥	男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン簿記研修の開催数（8回→13回） ・障がい者や生活困窮者に対する自立に向けた就業支援（はたらくことコミュの開催（1回→3回）、支援プラン作成（3件→4件））
⑦	仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の年次有給休暇の平均取得日数（10.2日→13.2日） ・ファミリー・サポート・センター*会員数（111人→106人）
⑧	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・市管理職に占める女性の割合（13.6%→13.6%） ・審議会等への女性の登用率（19.8%→20.1%）

重点目標④は「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」、重点目標⑥⑦⑧は「女性活躍推進計画」の取組として位置づけています。

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

この計画では、男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる場において行動に結びつくことを目指して、次の基本理念を定めます。

『市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され、誰もが安心して
自らしく生き生きと暮らせるまち』

(2) 基本的視点

以下の4つの視点をもって、市だけでなく市民や事業者、関係機関・団体等が連携・協働し、それぞれの立場で主体的に基本理念の実現に向けて取り組みます。

◆SDGsの推進

平成27(2015)年に国連で採択された国際目標である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、国際社会全体の目標として、令和12(2030)年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals～SDGs)を設定しました。ゴール5に「ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女の子のエンパワメント*」が掲げられており、すべての目標とターゲットを達成するために不可欠な手段とされています。その他、関連する目標「ゴール10. 人や国の不平等をなくそう」や「ゴール17. パートナーシップで目標を達成しよう」といった、SDGsの視点を取り入れ、ジェンダー平等の実現に向けて計画を推進していきます。



◆多様性の尊重

誰もが、性別だけではなく人種、民族、国籍、性的指向、価値観などに関わらず多様なあり方を認め合い、人として尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

◆エンパワメントの推進

男女が共に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う社会を実現するために、男女関係なくあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適正な評価を受け、活躍できる社会の実現に向けて計画を推進していきます。

◆ジェンダーに基づくあらゆる暴力・ハラスメントの防止

DVや性暴力、性犯罪、ストーカー行為、ハラスメントなどジェンダーに基づく暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権差別であり、男女共同参画社会の実現にとつても最大の課題です。暴力の被害者にも加害者にもならない、あらゆる暴力、ハラスメントを許さない意識を持つための予防啓発、相談体制の充実や被害者支援などの取組を推進します。

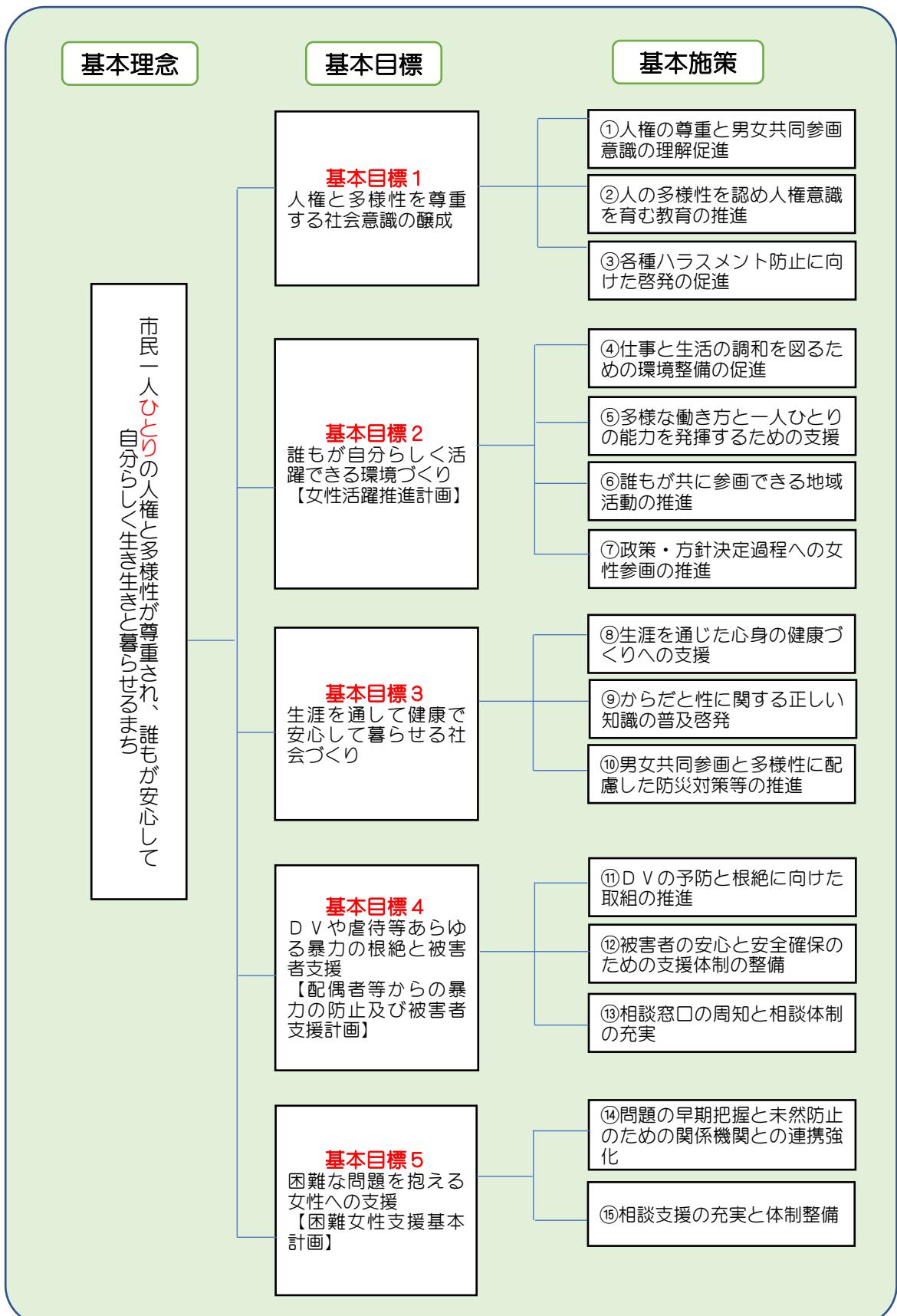
（3）施策の体系（基本目標と基本施策）

第4次計画策定後の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、5つの基本目標と、重点的に取り組む課題として15の基本施策を設定し、取組の強化を図ります。

〔基本目標〕

1. 人権と多様性を尊重する社会意識の醸成
2. 誰もが自分らしく活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）
3. 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり
4. DVや虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者支援
(配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)
5. 困難な問題を抱える女性への支援（困難女性支援基本計画）

図38：計画の体系図



第4章 施策の展開

基本目標1 人権と多様性を尊重する社会意識の醸成

★現状と課題

性別等にかかわらず一人ひとりが互いを尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、地域、家庭、職場、学校などあらゆる場において「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担意識*を見直すとともに、個人の意思によって多様な選択ができる社会を目指すことが必要です。

令和7（2025）年度に行った市民アンケート調査では、「社会通念、慣習・しきたり」や「政治や行政」、「家庭」で、男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計した割合）と回答した割合が高く、依然として男女の地位の不平等感が存在しています。

基本施策① 人権の尊重と男女共同参画意識の理解促進

★取組の方向性

男女間の不平等は人権問題であり、人権は絶え間ない継続的な努力によってこそ守られるものであるという認識を持つ必要があります。市民における人権意識の向上を図っていますが、さらにジェンダー平等の取組を推進していく必要があります。また、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきとその見直しに向けた主体的な行動が市民の中で広がるよう、男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及を図るため、積極的な広報・啓発を推進する必要があります。

★主な取組

項目	取組内容
啓発活動の促進	男女共同参画について、情報誌、市広報紙、市ホームページ、SNS等様々な媒体を通して、情報提供を行います。
各種講座・研修会の開催	男女共同参画の視点による各種研修会の開催や出前講座を実施し、性別に基づく不合理な社会制度や慣行・しきたりを見直す意識を醸成するための取組を推進します。
資料の収集と図書の貸出し	市民が男女共同参画について学び、情報を入手できるように、資料の収集や図書の貸出し及び本の紹介を行います。

項目	取組内容
男女共同参画センター機能の確保に向けた体制整備	男女共同参画社会の形成を目指し、関係機関相互の連携と協働を促進するための拠点として、男女共同参画センターの機能を担う体制整備に向けた検討を進めます。

基本施策② 人の多様性を認め人権意識を育む教育の推進

★取組の方向性

次世代を担う子どもたちの意識づくりのため、家庭や保育機関、学校といった子どもの成長過程の様々な場面において、発達段階に応じた適切な学習・指導内容の設定により、子どもが固定的性別役割分担意識を持たず、自分らしい生き方を主体的に選択できるよう取り組みます。また、子どものみならず、あらゆる年齢層に対して男女平等に関する教育・学習の機会を提供し、男女平等・人権意識の向上を図ります。

★主な取組

項目	取組内容
学校等における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や教育活動等で人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を推進します。
家庭、職場、地域における教育・学習の推進	家庭や職場、地域などあらゆる場面、年齢層の方にに対して人の多様性を認める人権尊重に関する教育・学習の機会を提供し、人権意識の向上を図ります。
性的少数者（LGBTQ）*への偏見と差別の解消に向けた正しい理解の促進	性的少数者（LGBTQ）であることを理由にした偏見や差別の解消により、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に發揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう性の多様性に関する正しい理解促進のための情報提供を行う等、啓発に取り組むとともに、相談に適切に対応します。 学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境づくりに取り組みます。 市職員については、適切な対応ができるよう研修を実施します。

基本施策③ 各種ハラスメント防止に向けた啓発の促進

★取組の方向性

固定的性別役割分担意識の影響で男女間の社会的地位や経済力に格差があり、その意識に起因すると考えられるセクシュアル・ハラスメントをはじめ、各種のハラスメントは人権侵害であるとの認識を深め、職場や学校、地域等あらゆる場でのハラスメントを防止するための啓発を促進します。

★主な取組

項目	取組内容
情報提供と学習機会の提供	各種ハラスメントの防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報提供するほか、講座等の学習機会を提供します。
市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等、職場の暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。
市職員・市議会議員・学校職員等への啓発・研修	各種ハラスメントについての理解を深めるため、市職員や市議会議員、学校職員等を対象とした啓発や研修会を実施します。

【基本目標2】 誰もが自分らしく活躍できる環境づくり

★現状と課題

地域での社会慣行や職場等に根強く残る固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・差別等を理由に女性本来の能力が正当に評価されず、管理職への登用や職務内容、賃金等において男女格差が生じていることが指摘されています。

市民アンケートによると、職場において男女の地位は「平等である」と回答した割合は40.0%にとどまっており、特に「昇進・昇格・幹部への登用」や「募集・採用や賃金」の面において、男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計した割合）と回答した割合が高く、職場はいまだ男性優位の状況にあるとうかがえます。

【基本施策④】 仕事と生活の調和を図るための環境整備の促進

★取組の方向性

性別、既婚・未婚、子どもの有無、就業形態などにかかわらず、あらゆる分野で働く誰もが、人生の各段階のニーズに応じて、希望する仕事と生活のバランスを実現できるよう、固定的な性別役割分担意識に基づく就業環境の改善に向けて、関係団体、関係課との連携により、事業所等への情報提供・学習機会の拡充を図り、男女共同参画に関する啓発活動と一体的に取り組みます。

★主な取組

項目	取組内容
ワーク・ライフ・バランスに関する社会的気運の醸成を図る広報・啓発の促進	関係団体との連携により出前講座の実施、市・県・県男女共同参画センター等が実施する講座等への参加促進を図り、事業所への学習機会を積極的に提供します。
就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進	働き方改革*に基づき、残業時間の短縮や有給休暇取得を推進するとともに、仕事と家庭の両立を可能にする就業環境の整備に努めます。 また、農林水産業や商工業等自営業においても、従事者の仕事と家庭との両立などワーク・ライフ・バランスを図るための普及啓発に努めます。
事業所に対する啓発の促進	市ホームページ、チラシの設置などにより、ワーク・ライフ・バランスの必要性・実践方法や、育児・介護休業法の趣旨・内容などを周知します。

基本施策⑤ 多様な働き方と一人ひとりの能力を発揮するための支援

★取組の方向性

誰もが希望に応じて仕事でも家庭でも活躍できるように、仕事と家庭における活躍の機会と負担の偏りを是正するための取組を推進します。広域的な実施が効果的な取組については、ハローワークや商工会、鹿児島県等との連携により進めています。子育てや介護については、それぞれの個別計画に基づいて支援の充実に取り組みます。

★主な取組

項目	取組内容
就労や起業の支援	ハローワークとの連携による情報提供、セミナーや相談支援等の実施により、希望に応じた就労や起業を促進します。また、商工会等関係機関と連携して、起業に関する知識や手法に関する情報提供を行います。 さらに、高齢者や障がいのある方、生活困窮状態にある方などに対しては、それぞれの状況に応じた就労支援を行うとともに、雇用促進について事業所への啓発に取り組みます。
子育て・介護への支援	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援と、充実した介護サービスの提供により、子育てや介護の負担を軽減し、仕事の継続や社会参加がしやすい環境を整備します。育児や介護による休業、短時間や短日数の勤務等、ライフスタイルに応じた多様な働き方が、公正な待遇が確保された上で、主体的かつ柔軟に選択できる環境の整備に向けて普及啓発に努めます。
生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進	誰もが人生のそれぞれの段階で多様な生き方を選択できるよう、時代に即応した様々な生涯学習の機会を提供します。また、誰もが生涯において学び続け、能力を発揮できるよう、学習機会の提供を促進します。

基本施策⑥ 誰もが共に参画できる地域活動の推進

★取組の方向性

少子高齢化の進展する現代において、地域の中に多様な住民が対等に参画し、協力して活動することで、活力ある地域づくりにつながります。しかし、自治会等地域コミュニティにおける組織が、慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営さ

ると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなりかねません。

本市の自治会組織における女性の参画状況については、107自治会中、女性の自治会長9人で8.4%（令和7（2025）年4月1日現在）となっており、今後あらゆる人が対等な立場で地域活動に参画できるよう、地域における男女共同参画の推進に取り組む必要があります。

★主な取組

項目	取組内容
地域づくり活動における男女共同参画推進の基盤づくり	男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する人材を育成するとともに、その活動を支援します。
地域における慣行の見直し及び多様な視点が反映された地域づくりの推進	地域において、固定的性別役割分担意識に基づく旧来の運営のあり方や活動内容等の慣行の見直しに向けた意識啓発、学習機会の提供等を行います。また、性別や年齢等にかかわらず広く住民の中から活動の担い手を登用し、多様な視点が反映された地域運営が行える環境づくりを支援します。

基本施策⑦ 政策・方針決定過程への女性参画の推進

★取組の方向性

男女共同参画社会の実現には、性別等によらず様々な人があらゆる意思決定の場に対等に参画し、多様な視点や価値観が反映される必要があります。

市民の意思を市政に取り入れる審議会・委員会等は、政策や方針を決定する重要な役割を担っていますが、本市の委員会・審議会等委員への女性の登用状況は、20.1%（令和7（2025）年4月1日現在）であり、女性の声が十分に反映できているとは言えない状況です。このような状況を改善するためには、市が率先して女性の参画拡大に向けた取組を進めていくとともに、市民、事業者、団体等に対する働きかけや支援を行う必要があります。

また、関係機関や団体と連携しながら、女性の人材育成や各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに、こうした人材に社会で活躍する機会を提供する必要があります。

★主な取組

項目	取組内容
審議会等における女性委員登用率の向上と環境整備	審議会や委員会等に女性が参画しやすいように、環境整備を図り、女性の登用に努めます。 また、多くの委員が会議に出席でき、意見を出し合えるよう会議の開催時間や進め方を検討します。
女性の人材育成及び人材情報の整備	女性の能力開発を支援し人材育成を図るとともに、女性の人材情報を整備することにより、女性の参画を推進します。
地域を担う女性リーダーの育成	各種機関や団体、組織において女性リーダーの育成や方針決定過程への女性の登用を推進します。
事業・政策に対するジェンダー主流化の推進	事業実施のプロセスにおいて生じる男女間の意識による偏り、男女の格差の現状やその要因・影響を把握し、男女で異なる課題やニーズを踏まえて、事業や政策を実行するよう努めます。

【基本目標3】 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり

★現状と課題

男女共同参画社会の形成に当たっては、性別にかかわらずすべての人が、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野において主体的に行動するための基盤となる心身の健康に関する取組は重要です。令和6(2024)年度の特定健康診査等受診状況をみると、市全体の受診対象者が2,650人に対して受診者数が1,070人となっており、受診率は40.4%となっています。

図39：令和6年度 特定健康診査等受診率

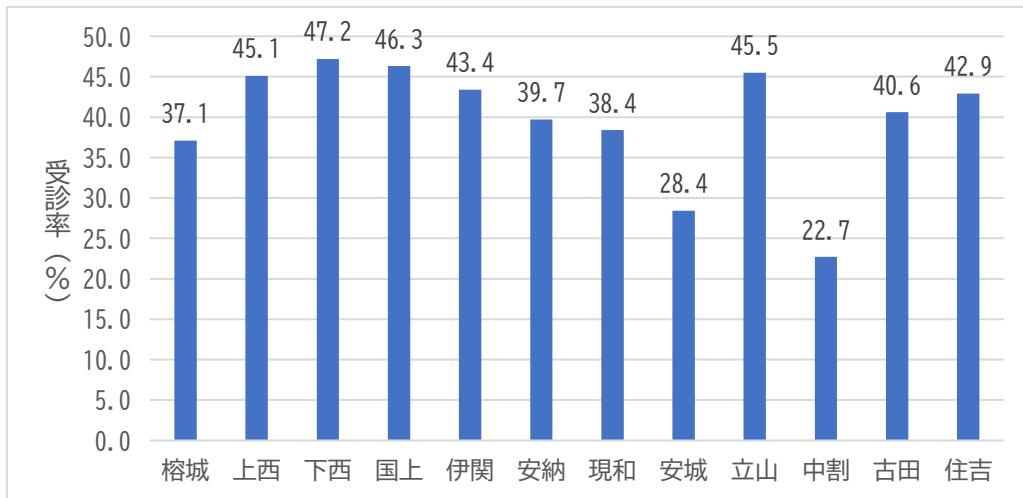


表2：令和6年度 特定健康診査等受診状況（人間ドック・情報提供を含む）

校区名	受診対象者	受診者	受診率
榕城	1,095	406	37.1%
上西	113	51	45.1%
下西	362	171	47.2%
国上	229	106	46.3%
伊関	122	53	43.4%
安納	78	31	39.7%
現和	255	98	38.4%
安城	67	19	28.4%
立山	22	10	45.5%
中割	22	5	22.7%
古田	96	39	40.6%
住吉	189	81	42.9%
市全体	2,650	1,070	40.4%

【資料：健康保険課】

基本施策⑧ 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

★取組の方向性

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、心身及びその健康についての正しい知識と情報を入手できるようにすることに加え、特に女性においては妊娠・出産や更年期疾患を経験する可能性があるといった、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

さらに、近年の女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の延伸等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要です。

★主な取組

項目	取組内容
心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供	誰もが、生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うために、心身及びその健康についての正しい知識を普及し、相談体制、健（検）診体制を充実させるとともに、性差に配慮した医療や健康支援を推進します。
健康づくり推進体制の充実	保健センターを健康づくりの拠点として、利用しやすい体制づくりを推進します。 また、健康づくり推進員などの協力を得ながら、各地域主催の健康づくり教室などを開催し、地域ぐるみの健康づくりを推進します。
男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援	男女の身体的違いに配慮するとともに、男女の生活習慣や意識、就労・生活環境の違いも踏まえ、生活習慣病の予防・改善やメンタルヘルスケアの普及啓発、相談体制の充実を図ります。

基本施策⑨ からだと性に関する正しい知識の普及啓発

★取組の方向性

心身の状況はライフステージに応じて大きく変化し、性別によって特有の健康上の問題もあります。誰もが自らの健康に関して適切な情報を得て安心して生活することができるよう、性別にかかわりなく健康に関する情報やリプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）に関する正しい知識を身につけられるよう、意識啓発や情報提供等の支援を幅広く進める必要があります。

★主な取組

項目	取組内容
発達に応じた性に関する指導の実施	子どもたちの発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重できることを目標に、性に関する指導を実施します。
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」についての概念の普及啓発	男女共同参画の正しい理解のもと、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の重要性について、市民への理解の浸透に取り組みます。

基本施策⑩ 男女共同参画と多様性に配慮した防災対策等の推進

★取組の方向性

近年、各地で自然災害が頻発しており、それに伴い防災分野における男女共同参画の視点について課題が指摘されています。災害等の緊急時には性別や年齢、障がいの有無等によって受ける影響は異なります。避難所ではプライバシーの確保が大きな課題となっており、性別等に配慮するとともに誰もが安全・安心に避難生活が送れるよう運営に取り組む必要があります。計画やマニュアルの策定、災害時の避難所運営など、防災に関するあらゆる領域にジェンダー平等の視点を反映させ、過去の災害での課題を踏まえた取組を進めています。

★主な取組

項目	取組内容
地域防災における男女共同参画の推進	地域防災計画の見直しや地域の自主防災組織の活動等において、多様な視点を反映した対策が取れるよう女性の参画を推進します。
ジェンダー平等の観点による避難所運営	備蓄品や着替え場所の確保、性暴力の防止など、女性や子育て家庭、高齢者や障がい者等、性別や心身の状況によるニーズやリスクの違いに配慮した避難所運営に取り組みます。

基本目標4 DVや虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者支援

★現状と課題

DVとは、配偶者、恋人、元配偶者、元恋人など親密な関係にある人（または親密な関係にあった人）からの暴力のことを言います。殴る・蹴るなどの身体的な暴力だけではなく、心ない言動により相手の心を傷つける精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する性的な暴力、仕事を無理やり辞めさせる・生活費を渡さないなどの経済的な暴力などもDVに含まれます。

あらゆる暴力は犯罪にもなりうる重大な人権侵害であり、被害者の尊厳を著しく傷つけ、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題の一つです。女性に対する暴力は、社会経済における男女間の格差や根深い偏見など、男女がおかれている立場に起因する実態があり、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうことは心理的虐待にあたるなど、児童虐待とも密接な関わりがあります。

このほか、交際相手との間に起きるデートDVや性被害・性犯罪については、若年層が被害に遭いやすい傾向にありますが、近年では、男性や児童生徒が被害に遭う事も少なくありません。また、ジェンダーに基づく暴力のほか、性別に関わらず加害・被害の可能がある各種のハラスメント等、あらゆる暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、長期にわたり心身に重大な影響を及ぼすものです。

あらゆる暴力を未然に防止し、潜在化・深刻化することのないよう、国や県及び民間団体等の多様な相談窓口の周知や、暴力を起こさせない人権尊重の認識を深める啓発を行うほか、被害者の立場に立ち、安全の確保・関係機関との連携強化など相談支援体制の充実を図る必要があります。

基本施策⑪ DVの予防と根絶に向けた取組の推進

★取組の方向性

DVを含めた暴力に対する正しい認識（暴力をしない・させない・許さない）を普及するため、家庭・地域・学校など、あらゆる機会や場所を通じて、啓発や教育の推進、学習機会の提供などに取り組みます。

★主な取組

項目	取組内容
人権教育の推進・ 「人権週間」の周知	男女の人権の尊重に基づく人権教育を推進するため に、自治会や地域活動団体、教育関係者等関係機関と 連携して広報・啓発に努めます。また、「人権週間」 について市広報紙を活用して周知します。

項目	取組内容
研修・学習機会の提供	暴力は許されない、問題解決を暴力に頼らないという意識を持たせ、DVに対する正しい理解を深めるために研修会等を実施します。
DVに対する情報の広報・啓発	DVに対して正しい情報を提供するため、市民が集まるイベント等でリーフレットを配布したり、市広報紙等に活用したりするなど、広報・啓発活動に努めます。
各種法制度の周知活動	配偶者暴力防止法や児童虐待防止法に基づく通告制度等をはじめとした、各種法制度について、法の規定とその趣旨について様々な機会を通じて周知を図ります。

基本施策⑫ 被害者の安心と安全確保のための支援体制の整備

★取組の方向性

被害者の支援に際しては、警察や県、他市町村などの関係機関及び府内各課などの連絡調整を緊密に行い、被害者が自立に向けて踏み出せるよう、被害者に寄り添い、各分野において切れ目のない支援を行います。

また、DVの目撃等による子どもへの心理的虐待に対応するため、要保護児童対策協議会等との更なる連携強化を図り、被害者と子ども、親族等の状況とニーズに応じた安全確保に努めます。

★主な取組

項目	取組内容
関係機関の連携強化	配偶者暴力相談支援センター*や警察、地域住民にとって身近な存在である民生委員・児童委員や福祉関係者、また、子どもに日頃から接している教育・保育など様々な機関と連携を密にし、DVの早期発見や被害者の安全確保に努めます。
個人情報の取扱い	警察や学校、各種相談員などの教育機関等関係機関の連携や研修の機会の提供により、被害者の個人情報保護について徹底するとともに、相談員等も加害者から危害を加えられる可能性があるため、支援者の個人情報の保護も徹底します。

項目	取組内容
地域における見守り支援	被害者が住み慣れた地域で生活できるよう、被害者の身近な地域において見守り支援の環境づくりを推進するとともに、被害者の安全確保のために、宿泊施設等を利用し身近な避難先を確保できるよう努めます。

基本施策⑬ 相談窓口の周知と相談体制の充実

★取組の方向性

人権に関する相談など各種相談の実施により、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、被害者が早期に相談できるよう、相談窓口を広く周知します。

配偶者暴力相談支援センターなどの支援機関の機能や役割を十分に理解し、支援に対する共通認識を持ち、緊密に連携していくことで、相談体制の充実を図ります。

★主な取組

項目	取組内容
相談体制の整備と充実	被害者の安全確保を優先に、被害者の立場に立ち気持ちに配慮した相談しやすい体制の整備に努めます。
各種支援制度の情報提供	被害者の自立に向けた生活を支援するため、各種制度や施策について情報提供を行い、住宅の確保、転入・入所、健診や予防接種の利用や生活保護等の制度を適切に活用できるよう支援します。
各種支援制度の適切な運用	住民基本台帳事務や医療保険の加入脱退手続等、あらゆる支援措置を適切に運用できるよう市職員に対し、周知を徹底します。
市担当職員を対象とした研修会への参加	被害者と接する機会のある市職員に対し、被害者に配慮した適切な対応ができるよう研修会等への参加を促します。

【基本目標5】 困難な問題を抱える女性への支援

★現状と課題

法において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されています。

社会における男女間の不平等、性的役割分担の意識、性差による偏見が根強く残っている中で、女性であるがゆえに生じる困難が複雑に絡み合い、多様化・複合化し、生活上の様々な場面で困難に直面しています。

こうした困難を抱えた女性は、自分さえ我慢すればよいと相談しないことや、問題を抱えていること自体を認識していないなど、自己肯定感や自己決定意識が低くなる傾向もあります。その未然防止・対策のためにも、幼少期から成長段階に応じたジェンダー平等・人権尊重についての教育・啓発・情報提供等への取組が重要です。

困難を抱える女性一人ひとりに寄り添った支援のためには、障がい者や高齢者、外国人や性的マイノリティなどの配慮を必要とする人が、社会の一員として安心した生活が送れるよう、年齢・障がいの有無・国籍等に関わりなく、相談につながりやすい環境整備と相談支援体制の充実、関係機関との連携構築が重要であり、専門の知識を持った相談機関につなぐ等の支援が必要です。

困難な問題を抱えた人が相談できない（しない）ことにより、問題が深刻化することを未然に防ぎ、対象者を早期に把握し信頼関係を築きながら、本人の意思を尊重した、切れ目のない支援を行えるよう、アウトリーチ支援や相談機会の場の設置など、各種相談事業等の充実や、特に配慮が必要な人への支援の取組が必要です。

【基本施策⑭】 問題の早期把握と未然防止のための関係機関との連携強化

★取組の方向性

女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる事業等について周知に努めるとともに、府内外の関係部署・機関等とも連携しながら、女性が抱える困難な問題の発生予防や支援、被害や加害を生み出さない地域づくりを推進できるよう、教育・啓発、広報等に努めます。

国や県などの関係機関や地域組織、府内各課等と情報共有や連携を強化し、被害女性の早期把握と未然防止を図り、必要な支援につなげながら、伴走型の相談支援体制を整えます。

★主な取組

項目	取組内容
専門機関と連携した困難な問題を抱える女性の総合的相談支援体制の整備	国や県の専門機関（男女共同参画センター、女性相談支援センター、犯罪被害者支援センター、児童相談所、子ども・若者総合相談センターなど）と連携し、総合的な相談支援体制を整えます。
生活に困窮している女性の各問題解消に向けた支援	生活上の困窮を抱える女性を早期に発見し、生活困窮者自立支援事業や社会福祉協議会、ハローワーク等関係機関と連携して、その困難の原因となっている育児や介護、家計管理、暴力等の問題の解消に向けた支援を行います。
ひとり親の相談対応・支援	ひとり親の女性への相談支援、経済的支援として、ひとり親への各支援制度を活用しながら、生活や就労にかかる相談支援や各種給付等、自立につながる支援を行います。
ヤングケアラー*の早期発見と支援	学校や地域団体、民生委員・児童委員等と連携し、ヤングケアラーを早期に発見し、その要因となる問題の解消に向けた支援を行います。

基本施策⑯ 相談支援の充実と体制整備

★取組の方向性

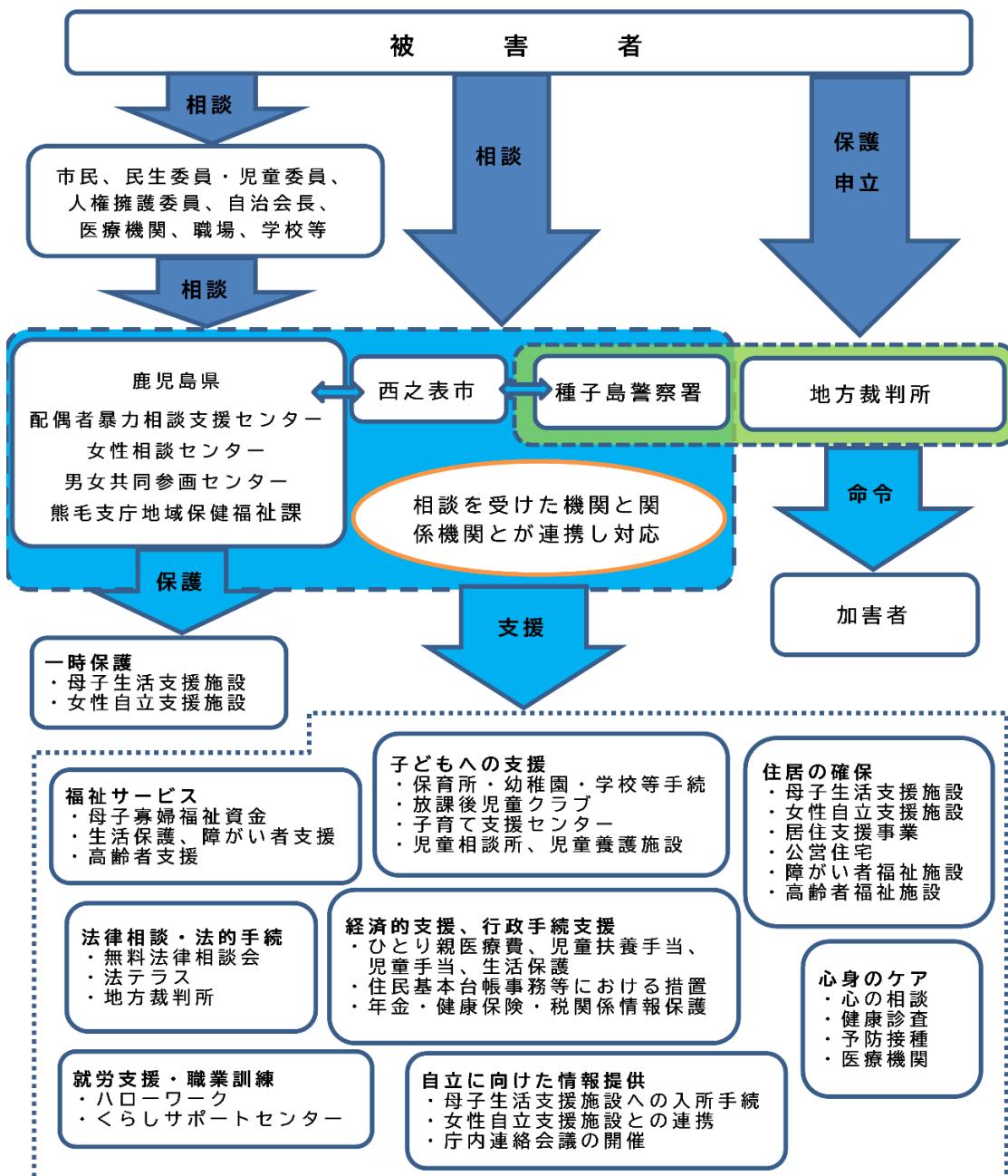
困難な状況に置かれた人が早期に相談できるよう、各種相談事業を実施するとともに、地域生活の安定と向上を図るため、社会活動への参画が可能となるよう支援を行います。

★主な取組

項目	取組内容
庁内連携による相談支援	庁内の各相談支援部署が連携し、支援方針の共有や役割分担の明確化を図ることで、支援の進捗管理や情報共有に努めます。
女性相談の周知	女性相談を知らせるために、広報紙やホームページなどを活用して周知を図ります。

項目	取組内容
相談環境の充実	相談室の設置場所や設備などの環境向上の検討を行い、相談者が安心・安全で相談しやすいと感じてもらえるような相談環境の充実に取り組みます。
支援調整会議の設置	支援が適切かつ円滑に行われるよう、府内関係部署や関係機関等によって構成する支援調整会議を設置し、情報や支援方針の共有など連携を強化します。

図 40：被害者を支援する関係機関との連携・協力の仕組み



第5章 計画の推進体制

（1）関係機関との連携

男女共同参画に関する施策は、広範多岐にわたる政策分野に関係しており、あらゆる施策等の企画、立案、実施、検証、改善の各段階において、「男女共同参画の視点」を踏まえる必要があります。このため、まずは、各種政策・施策を所管する市行政組織の全ての課等において、その認識を深め、本計画に基づく施策・事業の推進と評価、更なる改善を図っていく必要があります。

市行政組織において、男女共同参画社会の実現に係る施策の総合的な企画及び推進、関係部門間の連絡調整を行う「西之表市男女共同参画行政推進会議」の機能が十分に発揮されるよう、男女共同参画行政担当課が積極的に各課等へ情報提供や助言等を行うとともに、市職員の研修等を行います。さらに、本計画の策定及び改定、男女共同参画に関する施策などを調査審議し、市長に答申や意見を述べる役割を担っている「西之表市男女共同参画懇話会」における調査審議に基づく意見等を計画の進捗や施策・事業の改善などに反映させるよう、連絡調整・連携を充実させます。

（2）P D C Aサイクルに基づく進行管理

計画の推進にあたっては、各施策の着実な実施を行うとともに、毎年、実施状況を把握し、進捗状況の点検・評価を行います。

結果については、「西之表市男女共同参画行政推進会議」及び「西之表市男女共同参画懇話会」において報告するとともに、市民アンケートを実施することで、市民ニーズを把握し、実情に応じて計画の見直しも行います。

(3) 指標の設定

◆基本目標ごとに、主な指標と目標値を以下のとおり設定し、目標達成に向け、取組を推進します。

基本目標	指標	計画策定時 現状値	目標値 (計画終期)
		令和7年度 (2025)	令和11年度 (2029)
I 人権と多様性を尊重する社会意識の醸成	ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）の内容認知度	45.2%	70.0%
	全体としてジェンダー平等であると思う人の割合	35.0%	55.0%
II 誰もが自分らしく活躍できる環境づくり	仕事とそれ以外の生活を両立していると思う人の割合	—	50.0%
	審議会等の女性の参画率	20.1%	30.0%
III 生涯を通して健康で安心して暮らせる社会づくり	がん検診受診率（全体）	胃がん 3.96% 肺がん 10.00% 大腸がん 9.50% 乳がん 18.16% 子宮頸がん 9.49%	胃がん 20.0% 肺がん 35.0% 大腸がん 35.0% 乳がん 35.0% 子宮頸がん 35.0%
	※R7の現状値は変更可能性あり		
IV DVや虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者支援	配偶者暴力防止法の内容認知度	42.6%	70.0%
V 困難な問題を抱える女性への支援	相談窓口を知っている人の割合	60.5%	70.0%

資料編

(1) 計画策定の経過

日程	区分	事項	内容
R7.4.25～ R7.5.15		市民アンケート実施	18歳以上市民人口の1割を無作為抽出 (1,180人中 699人回答 59.3%)
R7.5.28～ R7.6.13	庁内	第4次西之表市男女共同参画基本計画 R6取組状況調査	庁内各課へR6年度取組実績とR7目標を照会→とりまとめ
R7.7.2	庁内	第1回行政推進会議（全課長）	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果報告 ・現計画の取組状況報告 ・計画策定方針について *男女共同参画研修会を同時開催
R7.7.2	庁外	第1回男女共同参画懇話会	同上
R7.9月～10月	庁内	関係課へ作業依頼 →事務局とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・取組項目の見直し、素案作成 ・各課調整、計画素案作成
R7.10.23	庁内	第2回行政推進会議（全課長）	・計画素案の協議（1回め）
R7.10.23	庁外	第2回男女共同参画懇話会	・同上
R7.10.29	市民	市P連子育てサポート委員会	・意見交換会
R7.10月～11月	庁内	事務局作業	・計画素案再調整・とりまとめ
R7.12.23	庁内	第3回行政推進会議（全課長）	・計画素案の協議（2回め）
R7.12.23	庁外	第3回男女共同参画懇話会	・同上
R8.1.8／ 9・15	庁内	政策調整会議（総務企画部会・市民福祉部会）・経営会議	・パブリックコメント前の計画素案の審議・承認
R8.1.14	市民	民生委員・児童委員協議会	・意見交換会
R8.1.21～ R8.2.19	市民意見募集	パブリックコメント	・計画案全体をホームページに掲載、地域支援課・福祉事務所に計画案配置
R8.1.23	議会	市議会全員協議会への説明	・計画案中間報告（パブコメ期間中）
必要に応じて	庁内 庁外	第4回行政推進会議 第4回懇話会	・パブリックコメント実施状況の報告（書面又は必要に応じて会議開催）
R8.3月	庁内	政策調整会議（総務企画部会・市民福祉部会）・経営会議	・パブリックコメント後の最終計画案の決定
R8.3月		計画書印刷製本 →ホームページ公表、関係機関配布	

※今後訂正記述

（2）男女共同参画行政推進会議及び男女共同参画懇話会設置要綱

○西之表市男女共同参画行政推進会議設置要綱

平成 17 年 5 月 30 日
告 示 第 120 号

（設置）

第1条 男女共同参画行政に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、西之表市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）男女共同参画社会実現に係る施策の総合的な企画及び推進に関する事項。
- （2）男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関する事項。
- （3）その他男女共同参画社会の形成の促進に関する事項。

（組織）

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は地域支援課長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（一部改正〔平成 18 年告示 41 号・19 年 41 号・23 年 52 号・27 年 53 号・30 年 36 号〕）

（会議）

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議の会議に出席させることができる。

（専門部会）

第5条 推進会議に、第2条に規定する所掌事務を具体的に検討させるため、専門部会を置く。

- 2 専門部会の部会員は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 4 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 推進会議及び専門部会の庶務は、地域支援課で処理する。

(一部改正〔平成18年告示41号・23年52号・27年53号・30年36号〕)

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月3日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第41号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第41号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第43号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月15日告示第89号)

この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

附 則(平成22年3月30日告示第46号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第52号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第53号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日告示第36号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第34号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(一部改正〔平成18年告示41号・19年41号・23年52号・30年36号・令和6年34号〕)

副市長、総務課長、企画課長、財産監理課長、地域支援課長、市民生活課長、税務課長、健康保険課長、高齢者支援課長、経済観光課長、農林水産課長、建設課長、会計課長、福祉事務所長、水道課長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、議会事務局長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長

別表第2(第5条関係)

(一部改正〔平成18年告示41号〕、全部改正〔平成19年告示41号・41号・41号〕、一部改正〔平成21年告示89号・22年46号・23年52号・27年53号・30年36号〕)

人事係長、法制文書係長、企画調整係長、協働推進係長、商工政策係長、市民係長、市民総合相談係長、健康増進係長、農政管理係長、子育て支援係長、教育委員会庶務係長、指導係長、社会教育係長、その他会長が必要と認める者

○西之表市男女共同参画懇話会設置要綱

平成 17 年 9 月 30 日
告 示 第 200 号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成に当たって、広く住民の意見を取り入れ、男女共同参画社会の形成実現に向けた施策を総合的に推進するため、西之表市男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会形成に関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各団体・機関の代表者
- (3) 市内企業・事業所の代表者
- (4) 一般公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、地域支援課において処理する。

(一部改正〔平成 18 年告示 41 号・23 年 52 号・27 年 53 号・30 年 36 号〕)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日告示第 41 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日告示第 52 号)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日告示第 53 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日告示第 36 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

西之表市男女共同参画懇話会委員名簿

委嘱期間 令和7年6月1日～令和9年3月31日 (敬称略)

氏名	備考
会長 鮫島 齊	西之表市区長会 会員 (各団体・機関の代表者)
副会長 橋木 真理	鹿児島県男女共同参画地域推進員 (一般公募による者)
河内 尚子	鹿児島県男女共同参画地域推進員 (学識経験者)
上籠 明美	西之表市民生委員・児童委員協議会 会長 (各団体・機関の代表者)
平川 浩	西之表市教育委員 (学識経験者)
吉松 孝展	西之表市校長会 会長 (種子島中学校校長・学識経験者)
竹之内 加奈英	西之表市人権擁護委員 (学識経験者)
松田 学	西之表市P T A連絡協議会 会長 (各団体・機関の代表者)
池山 みどり	西之表市商工会女性部 部長 (市内企業・事業所の代表者)
河本 アツミ	J A種子屋久女性部西之表支部 支部長 (市内企業・事業所の代表者)

（3）用語解説

【あ行】

●M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

●エンパワメント

誰もが生まれながらに持っている本来の個性や力を十分発揮できるよう社会のあり方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって発揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること。

一方、「エンパワーメント」とは、力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていくこうとする考え方のこと。

【か行】

●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

【さ行】

●ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

●ジェンダー平等

誰もが生まれ受けた性別にかかわらず平等に権利、責任、機会を持つこと。

●女子差別撤廃条約

正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和60

年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

●女性活躍推進法

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することで、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とし、平成27年に公布・施行（一部翌年施行）された。10年間（令和8（2026）年3月31日まで）の時限立法であったが、令和7年法改正に伴い、令和18（2036）年3月31日まで、さらに10年間延長された。

●生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等自立の支援に関する措置について定めている。（平成27年4月1日施行）

●性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を持っているかということ。

●性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女双方に向かう両性愛を指す。

●性的少数者（LGBTQ）

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）など、性的マイノリティの方を表す総称。

●セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者

との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。

【た行】

●ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

●男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

●男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を推進するうえで法的根拠となる法律であり、平成11年6月に制定された。前文で、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ることが明確にされている。

●男女雇用機会均等法

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関する妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律。(昭和61年4月1日施行)

労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。

【は行】

●配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV）

婚姻しているかいないかにかかわらず、親密な関係にある夫婦や恋人間で行われる暴力のこと。一般的には男性から女性への暴力のこと。

暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などによる精神的暴力、行動の束縛や性的暴力など様々な形態がある。

なお、「配偶者暴力防止法」における「配偶者からの暴力」は配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

●配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法に基づき、被害者の相談に応じ、被害者やその子ども等の安全確保を目的とした一時保護や自立支援のための情報提供・助言等の援助を行う機能を果

たす機関のこと。

●配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。（平成13年10月13日施行）

●働き方改革

働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするもの。働き方改革実行計画（平成29年3月28日・働き方改革実現会議決定）には、働く人の視点に立った働き方改革の意義、同一労働同一賃金など非正規雇用の待遇改善、賃金引き上げと労働生産性向上、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療と仕事の両立、子育て・介護等と仕事の両立、障がい者の就労、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援、誰にでもチャンスのある教育環境の整備、高齢者の就業促進、外国人材の受け入れ等を盛り込んでいる。

●ファミリー・サポート・センター

地域において子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う組織。

●ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

【や行】

●ヤングケアラー

家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者のこと。

【ら行】

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的

に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

【わ行】

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。

平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。

※今後訂正記述